

# 兵庫県公報

平成30年3月30日 金曜日 第18号外

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

規 則	ページ
○ 行政組織規則等の一部を改正する規則（人事課）	2
○ 財務規則の一部を改正する規則（会計課）	14
訓 令	
○ 決裁規程等の一部を改正する訓令（人事課）	15
○ 行政組織規則等の一部を改正する規則の施行に伴う関係訓令の整理等に関する訓令（同）	42

## 公布された法令のあらまし

### ●行政組織規則等の一部を改正する規則（規則第35号）

平成30年度の事務執行体制の整備を図るため、本庁及び地方機関の組織、事務分掌及び職制について所要の整備を行うこととした。

#### 1 行政組織規則の一部改正

##### (1) 本庁の局、課及び室の組織改正

###### ア 企画県民部

- (7) 企画県民部に専門職大学準備室を、同室に専門職大学準備課を設置する。
- (4) 企画県民部知事室広報課を同部広報戦略課に、同室広報課広聴室を同部広聴課に再編する。
- (9) 企画県民部地域創生局地域創生課県政150周年記念事業室を同局150周年記念準備課に、同局地域振興課地域遺産室を同局地域遺産課に再編する。
- (2) 課、室及び班の再編その他規定の整備を行う。

###### イ 健康福祉部

- (7) 健康福祉部少子高齢局高齢対策課及び介護保険課を同局高齢政策課に再編する。
- (4) 健康福祉部障害福祉局障害者支援課を同局ユニバーサル推進課に再編する。
- (9) 健康福祉部健康局健康増進課に認知症対策室を設置する。
- (2) 班の再編その他規定の整備を行う。

###### ウ 産業労働部

- (7) 産業労働部政策労働局しごと支援課を同局労政福祉課に統合する。
- (4) 産業労働部観光交流課を同部国際観光課に再編する。
- (9) 班の再編その他規定の整備を行う。

###### エ 農政環境部

- (7) 農政環境部環境創造局豊かな森づくり課を同部農林水産局に移管する。
- (4) 班の再編その他規定の整備を行う。

###### オ 県土整備部

班の再編その他規定の整備を行う。

##### (2) 附属機関の改正

規定の整備を行う。

##### (3) 地方機関の組織改正

- ア 明石健康福祉事務所を廃止する。
- イ 丹波土木事務所復興事業室を廃止する。
- ウ 県立健康生活科学研究所生活科学総合センターを消費生活総合センターに再編する。
- エ 県立健康生活科学研究所健康科学研究センターを県立健康科学研究所に再編する。
- オ 県立工業技術センターに金属新素材研究センター準備室を設置する。
- カ 課の再編その他規定の整備を行う。

- (4) 職制の改正
  - ア 本庁の組織の長として設置する職に専門職大学準備室長を追加する。
  - イ 本庁の組織に設置することがある職に広報官等を追加するとともに、理事（地域創生・女性担当）等を廃止する。
  - ウ その他規定の整備を行う。
- (5) 臨時に置く組織及び職の改正
  - 規定の整備を行う。
- (6) 職務の特例
  - 規定の整備を行う。
- (7) その他
  - 規定の整備を行う。

◎財務規則の一部を改正する規則（規則第36号）

- 1 歳出予算の効率的な執行を図り、事務の円滑な実施に資するため、流用することができない歳出予算の節の経費等を見直すこととし、所要の整備を行うこととした。
- 2 行政組織規則の一部改正に伴い、かいの出納員に充てられる職について所要の整備を行うこととした。

規 則

行政組織規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 3月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県規則第35号

行政組織規則等の一部を改正する規則

（行政組織規則の一部改正）

第1条 行政組織規則（昭和36年兵庫県規則第40号）の一部を次のように改正する。

目次中「第9節 削除」を「第9節 消費生活総合センター（第105条―第115条）」に、「県立健康生活科学研究所（第127条―第128条の4）」を「県立健康科学研究所（第127条―第128条の3）」に改める。

第5条の2第1項中「知事室、局」を「局、専門職大学準備室、知事室」に改め、同項の表中知事室の款から科学情報局の款までを削り、管理局の款の次に次のように加える。

専門職大学準備室	専門職大学準備課	法人班 大学班
知事室	秘書課	秘書班 総務班
ビジョン局	ビジョン課	ビジョン班 政策分析班 エネルギー対策班
	統計課	普及調整班 政策統計班 人口統計班 経済統計班 生活統計班
地域創生局	地域創生課	
	県政150周年記念事業課	記念事業班
	地域振興課	地域再生班
	地域遺産課	地域遺産班
科学情報局	科学振興課	科学政策班
	情報企画課	情報管理班 高度情報化班
女性青少年局	男女家庭課	男女共同参画班 家庭応援班
	青少年課	青少年育成班 青少年指導班

県民生活局	県民生活課	参画協働・ボランティア活動支援班 ふるさと交流班 生涯学習班
	消費生活課	消費政策班
	地域安全課	地域安全対策班
	芸術文化課	企画運営班 事業調整班

第5条の2第2項の表中秘書課の款から情報企画課の款までを削り、文書課の款の次に次のように加える。

秘書課	儀典室	儀典班
情報企画課	システム管理室	システム運用班
地域安全課	交通安全室	交通安全対策班

第5条の2中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項に定めるもののほか、企画県民部に、次の表に掲げる課を置き、課に班を置く。

課名	班名
広報戦略課	広報戦略班 報道班 地域広報班
広聴課	広聴相談班

第2章第1節第2款から第11款までの款名を削る。

第5条の3を第16条の3とし、第5条の4を削り、第5条の5を第16条の19とする。

第5条の6中第7号を第11号とし、第6号を第10号とし、第5号を第9号とし、第4号の次に次の4号を加える。

- (5) 水需給計画の策定及び調整並びに水利用の合理化に関する事。
- (6) エネルギーの需給計画の策定及び調整並びにエネルギー利用の合理化に関する事。
- (7) 電力需給対策及び電力施設の整備に関する事。
- (8) 新エネルギーの導入促進に係る総合調整に関する事。

第5条の6を第16条の6とし、第5条の6の2を削り、第5条の7を第16条の7とする。

第5条の7の2第1項中「、次項に定める事務のほか」を削り、同条第2項を削り、同条を第16条の8とする。

第5条の7の3第1項中「、次項及び第3項に定める事務のほか」を削り、同項中第7号及び第8号を削り、第9号を第11号とし、第6号の次に次の4号を加える。

- (7) 地域再生大作戦の総合調整に関する事。
- (8) 過疎地域の自立促進に関する事。
- (9) 辺地に係る公共的施設の総合整備に関する事。
- (10) 離島振興対策に関する事。

第5条の7の3第2項及び第3項を削り、同条を第16条の10とする。

第5条の8を第16条の16とする。

第5条の8の2第1号中「消費者の利益の擁護及び増進並びに科学的生活の推進（以下「消費生活の推進等」を「県民の安全で安心な消費生活の実現（以下「安全で安心な消費生活の実現」に改め、同条第2号中「消費生活の推進等」を「安全で安心な消費生活の実現」に改め、同条第10号中「県立健康生活科学研究所生活科学総合センター」を「消費生活総合センター」に改め、同条第12号中「消費生活の推進等」を「安全で安心な消費生活の実現」に改め、同条を第16条の17とする。

第5条の9を第16条の18とする。

第5条の9の2第7号中「しごと支援課」を「労政福祉課」に改め、同条を第16条の14とする。

第5条の9の3を第16条の15とし、第5条の10を第16条の12とし、第6条を第16条の13とする。

第6条の2を第6条とし、同条の前に次の款名を付する。

第2款 政策調整局

第6条の3中第6号を第8号とし、第5号の次に次の2号を加える。

(6) 国家戦略特別区域、総合特別区域、構造改革特別区域その他規制改革のための企画及び総合調整に関すること。

(7) あわじ環境未来島構想の推進に関すること。

第6条の3を第6条の2とし、同条の次に次の款名を付する。

第3款 企画財政局

第11条の次に次の款名を付する。

第4款 管理局

第14条第3号中「県有建物復興基金及び土地基金」を「県有施設等整備基金」に改め、同条第4号中「庁舎」の右に「及び本庁舎周辺施設」を加える。

第15条第4号中「大学課」の右に「、専門職大学準備課」を加える。

第16条第2号中「大学」の右に「(専門職大学準備課の所掌に属するものを除く。)」を加える。

第16条の次に次の1款及び款名を加える。

第5款 専門職大学準備室

(専門職大学準備課の事務)

第16条の2 専門職大学準備課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 専門職大学に係る基本計画の策定に関すること。
- (2) 専門職大学の開設に向けた申請及び関係機関等との調整に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、専門職大学の開設準備に関すること。

第6款 知事室

第16条の3の次に次の1款及び款名を加える。

第7款 広報戦略課及び広聴課

(広報戦略課の事務)

第16条の4 広報戦略課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 県行政の広報に関すること。
- (2) 県勢の高揚に関すること。
- (3) 県の広報活動の企画及び総合調整に関すること。
- (4) 市町の広報活動の支援に関すること
- (5) 政府からの委託による国の広報に関すること。
- (6) 報道機関との連絡調整に関すること。
- (7) 県政刊行物の質的向上に関すること。

(広聴課の事務)

第16条の5 広聴課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 県民の意向の把握に関すること。
- (2) 県の広聴活動の企画及び総合調整に関すること。
- (3) さわやか県民相談に関すること。
- (4) 来庁者の応接及び案内に関すること。
- (5) 兵庫県民総合相談センターに関すること。

第8款 ビジョン局

第16条の7の次に次の款名を付する。

第9款 地域創生局

第16条の8の次に次の1条を加える。

(県政150周年記念事業課の事務)

第16条の9 県政150周年記念事業課においては、県政150周年記念事業に関する企画及び総合調整に関する事務をつかさどる。

第16条の10の次に次の1条及び款名を加える。

(地域遺産課の事務)

第16条の11 地域遺産課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 地域資源の活用促進に関する企画及び総合調整に関すること。
- (2) コウノトリ野生復帰事業の総合調整に関すること。

第10款 科学情報局

第16条の13の次に次の款名を付する。

第10款の 2 女性青少年局

第16条の15の次に次の款名を付する。

第10款の 3 県民生活局

第16条の19の次に次の款名を付する。

第11款 防災企画局

第21条第 1 項の表社会福祉局の款医療保険課の項中「医療保険課」を「国保医療課」に、「国民健康保険班 国民健康保険制度移行班」を「国保指導班 国保運営班」に改め、同表少子高齢局の款高齢対策課の項中「高齢対策課」を「高齢政策課」に、「認知症対策班」を「計画・審査班 介護基盤整備班」に改め、同款介護保険課の項を削り、同表障害福祉局の款障害福祉課の項中「障害政策班」を「障害政策班 障害施設整備班」に改め、同款障害者支援課の項中「障害者支援課」を「ユニバーサル推進課」に、「施設整備・就労対策班」を「障害者就労支援班 ユニバーサル政策班」に改め、同条第 2 項の表に次のように加える。

健康増進課	認知症対策室	認知症対策班
-------	--------	--------

第22条第 1 項第23号中「県立健康生活科学研究所（他課室の所掌に属するものを除く。）」を「県立健康科学研究所」に改める。

第25条の見出し及び同条中「医療保険課」を「国保医療課」に改め、同条第 1 号及び第 2 号を次のように改める。

- (1) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の施行に関する事。
- (2) 国民健康保険財政安定化基金に関する事。

第25条中第 3 号及び第 4 号を削り、第 5 号を第 3 号とし、第 6 号を第 4 号とし、同条第 7 号中「老人、」を削り、同号を同条第 5 号とし、同条第 8 号中「母子家庭等医療費給付事業」を「高齢期移行助成事業及び母子家庭等医療費給付事業」に改め、同号を同条第 6 号とし、同条中第 9 号を第 7 号とし、第10号を第 8 号とする。

第26条を次のように改める。

（高齢政策課の事務）

第26条 高齢政策課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 高齢化に関する総合的施策の企画及び調整に関する事。
- (2) 高齢者の保健福祉に関する施策の企画及び推進に関する事。
- (3) 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）の施行に関する事。
- (4) 地域包括ケアシステムの推進に関する事。
- (5) 地域リハビリテーションシステムの構築に関する事。
- (6) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）の施行に関する事。
- (7) 介護保険に関する施策の企画及び推進に関する事。
- (8) 介護保険法（平成 9 年法律第123号）の施行に関する事。
- (9) 介護保険財政安定化基金に関する事。
- (10) 介護保険施設等の整備に関する事。
- (11) 地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律（平成元年法律第64号）の施行に関する事。
- (12) 県立但馬長寿の郷に関する事。
- (13) 介護保険審査会に関する事。
- (14) 前各号に掲げるもののほか、高齢者の保健福祉及び介護保険に関する事。

第27条を削り、第27条の 2 を第27条とする。

第27条の 3 中第12号を第13号とし、第 4 号から第11号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 3 号の次に次の 1 号を加える。

- (4) 民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律（平成28年法律第110号）の施行に関する事。

第 2 章第 2 節第 3 款中第27条の 3 を第27条の 2 とする。

第28条第 1 項第 6 号中「並びに結核児童」を「、結核児童」に改め、「給付」の右に「並びに障害児施設」を加える。

第29条を次のように改める。

(ユニバーサル推進課の事務)

第29条 ユニバーサル推進課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) ユニバーサル社会づくりに関する総合的施策の企画及び調整に関すること。
- (2) ユニバーサル社会づくりに係る普及啓発に関すること。
- (3) 障害者の社会参加に係る企画及び推進に関すること。
- (4) ユニバーサル社会づくりの推進に関する条例（平成30年兵庫県条例第27号）の施行に関すること。
- (5) 障害者等による情報の取得及び利用並びに意思疎通の手段の確保に関する条例（平成30年兵庫県条例第36号）の施行に関すること。
- (6) 障害者基本法に基づく障害者の社会参加の推進に関すること。
- (7) 障害者総合支援法に基づく障害者の就労支援及び社会参加の推進に関すること。
- (8) 身体障害者福祉法に基づく障害者の社会参加の推進に関すること。
- (9) 知的障害者福祉法に基づく障害者の社会参加の推進に関すること。
- (10) 児童福祉法に基づく障害児の社会参加の推進に関すること。
- (11) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく障害者の社会参加の推進に関すること。
- (12) 身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）の施行に関すること。
- (13) 県立総合リハビリテーションセンター（職業能力開発施設に限る。）、県立障害者スポーツ交流館、県立福祉のまちづくり研究所、兵庫県福祉センター（視聴覚障害者情報提供施設に限る。）及び県立聴覚障害者情報センターに関すること。
- (14) 前各号に掲げるもののほか、障害者の社会参加の推進に関すること。

第36条中「においては」の右に「、次項に定める事務のほか」を加え、同条第21号中「前各号」の右に「及び次項」を加え、同条に次の1項を加える。

2 認知症対策室においては、認知症に関する施策の企画及び推進に関する事務（他課室の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

第37条の2中第31号を第32号とし、第3号から第30号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）の施行に関すること。

第38条第1項の表政策労働局の款労政福祉課の項中「労使団体班」を「労政企画班 労使団体班」に、「勤労者福祉班」を「勤労者福祉班 雇用就業班」に改め、同款しごと支援課の項を削り、同条第2項の表観光交流課の項を削り、同表観光振興課の項中「ツーリズム振興班」を「ツーリズム政策班」に改め、同表に次のように加える。

国際観光課	国際ツーリズム班
-------	----------

第40条第14号中「公益財団法人兵庫県勤労福祉協会」の右に「及び一般財団法人兵庫県雇用開発協会」を加え、同号を同条第22号とし、同号の前に次の1号を加える。

(21) 県立男女共同参画センターに関すること（就業援助に関するものに限る。）。

第40条中第13号を第20号とし、同号の前に次の6号を加える。

- (14) 雇用の創出及び安定に係る総合的施策の企画及び推進に関すること。
- (15) 職業紹介に関すること。
- (16) 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成3年法律第57号）の施行に関すること。
- (17) 職場適応訓練に関すること。
- (18) 高齢者の労働能力の活用に関すること。
- (19) 重度障害者多数雇用事業所（県が出資するものに限る。）に関すること。

第40条中第12号を第13号とし、第7号から第11号までを1号ずつ繰り下げ、同条第6号中「(他課室の所掌に属するものを除く。)」を削り、同条中同号を第7号とし、第2号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次のように加える。

(2) 労働行政における国及び市町との連携に関すること。

第40条に次の1号を加える。

(23) 前各号に掲げるもののほか、勤労者の福祉並びに雇用及び就業に関すること。

第42条を削る。

第2章第3節第3款中第43条を第42条とし、第44条を第43条とする。

第44条の2第2項第4号中「農村地域工業等導入促進法」を「農村地域への産業の導入の促進等に関する法律」に改め、同項第5号中「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律」を「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律」に改め、第2章第3節第3款中同条を第44条とする。

第2章第3節第5款を次のように改める。

第5款 観光振興課及び国際観光課

(観光振興課の事務)

第46条の2 観光振興課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 観光振興に係る総合的施策の企画及び推進に関すること。
- (2) 観光産業の育成及び振興に関すること。
- (3) 観光事業の推進及び広報宣伝に関すること。
- (4) ツーリズムの振興に関すること（国際観光課の所掌に属するものを除く。）。
- (5) 旅行業法（昭和27年法律第239号）の施行に関すること。

(国際観光課の事務)

第46条の3 国際観光課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 国際ツーリズムの振興に関すること。
- (2) 広域連携ツーリズムの振興に関すること。
- (3) 国際観光ホテル整備法（昭和24年法律第279号）の施行に関すること。

第47条第1項の表農政企画局の款総合農政課の項中「農林水産政策班 農イノベーション班」を「農林水産政策班」に改め、同表農林水産局の款農業改良課の項中「環境創造型農業推進班 ウメ輪紋病対策班」を「環境創造型農業推進班」に改め、同表林務課の項の次に次のように加える。

豊かな森づくり課	森づくり普及班	森づくり整備班
----------	---------	---------

第47条第1項の表環境創造局の款豊かな森づくり課の項を削り、同条第2項の表中

水産課	資源増殖室	漁場整備班
豊かな森づくり課	森林保全室	森林保全班

を

豊かな森づくり課	森林保全室	森林保全班
水産課	資源増殖室	漁場整備班

に改める。

第48条の4第10号中「農林物資の規格化等に関する法律」を「日本農林規格等に関する法律」に改める。

第49条第1項第3号中「農業災害補償法」を「農業保険法」に改める。

第54条第13号を次のように改める。

- (13) 日本農林規格等に関する法律に基づく林産物の規格に関すること。

第56条の5を第54条の2とする。

第2章第4節第4款中第56条の4の2を第56条の5とする。

第57条第1項の表土木局の款下水道課の項中「設備班」を「設備班 生活水道班」に改め、同表まちづくり局の款公園緑地課の項中「淡路プロジェクト班」を「特定プロジェクト班」に改める。

第63条中第3号を第4号とし、第2号の次に次のように加える。

- (3) 市町の行う水道事業の技術的支援に関すること（他課室の所掌に属するものを除く。）。

第65条の2中第20号を第21号とし、第19号の次に次の1号を加える。

- (20) 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）の施行に関すること。

第70条第1項中「局（）」の右に「専門職大学準備室及び」を加える。

第71条の表中長期ビジョン審議会の項から科学技術会議の項までを削り、公立大学法人評価委員会の項の

次に次のように加える。

長期ビジョン審議会	県長期ビジョンの策定に関する重要事項の調査審議に関する事務	企画県民部ビジョン局ビジョン課
統計委員会	統計調査条例（平成20年兵庫県条例第49号）による県統計調査の実施及び結果の利用に関する重要事項の調査審議に関する事務	企画県民部ビジョン局統計課
科学技術会議	科学技術の振興に関する重要事項の調査審議に関する事務	企画県民部科学情報局科学振興課
男女共同参画審議会	男女共同参画社会づくり条例（平成14年兵庫県条例第11号）による男女共同参画社会の形成の促進に関する重要事項の調査審議及び当該事項に関して必要と認める事項についての建議に関する事務	企画県民部女性青少年局男女家庭課
青少年愛護審議会	青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立に関して必要な事項並びに青少年愛護条例（昭和38年兵庫県条例第17号）による青少年の健全な育成及びこれを阻害するおそれのある行為からの青少年の保護に関する重要事項の調査審議に関する事務	企画県民部女性青少年局青少年課
県民生活審議会	真に豊かで調和のとれた県民生活の実現に関する基本的事項並びに県民の生活創造に関する施策、生涯学習に資するための施策並びに消費生活条例（昭和49年兵庫県条例第52号）による消費者の利益の擁護及び増進に関する施策、消費者苦情の処理等に関して必要な事項の調査審議並びに同条例による調停等に関する事務	企画県民部県民生活局県民生活課
地域安全まちづくり審議会	地域安全まちづくり条例（平成18年兵庫県条例第3号）による地域安全まちづくりに関する重要事項の調査審議及び当該事項に関して必要と認める事項についての建議に関する事務	企画県民部県民生活局地域安全課
交通安全対策会議	交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）第25条の規定による交通安全計画の作成及びその実施の推進、陸上交通の安全に関する総合的な施策の企画に関する事項の審議及びその施策の実施の推進並びに陸上交通の安全に関する総合的な施策の実施に関する関係機関との連絡調整に関する事務	企画県民部県民生活局地域安全課交通安全室

第71条の表国民健康保険審査会の項中「（昭和33年法律第192号）」を削り、「健康福祉部社会福祉局医療保険課」を「健康福祉部社会福祉局国保医療課」に改め、同表国民健康保険運営協議会の項及び後期高齢者医療審査会の項中「健康福祉部社会福祉局医療保険課」を「健康福祉部社会福祉局国保医療課」に改め、同表介護保険審査会の項中「健康福祉部少子高齢局介護保険課」を「健康福祉部少子高齢局高齢政策課」に改め、同表産業立地審議会の項中「農村地域工業等導入促進法」を「農村地域への産業の導入の促進等に関する法律」に改め、「及び実施計画」を削り、「工業等の」を「産業の」に改め、同表農業共済保険審査会の項中「農業災害補償法第131条第1項及び第143条第2項」を「農業保険法第171条第1項」に、「農業共済組合連合会」を「都道府県連合会」に改め、「並びに」の右に「同法第222条第2項の規定による」を加え、「発生予防」を「発生、予防」に、「適正」を「適正化」に、「事項等」を「事項その他同法の運用に関する重要事項」に改める。

第75条の表阪神南県民センターの款中「県民運動課」を「県民・産業振興課」に改め、同表東播磨県民局の款地域振興室の項中「環境課 東播磨消費生活センター」を「環境課」に改め、同表北播磨県民局の款県民交流室の項中「県民交流課 環境課 消費生活課」を「県民・商工観光課 環境課」に改め、同表中播磨県民センターの款中「産業観光課 中播磨消費生活創造センター」を「産業観光課」に改め、同表西播磨県

民局の款県民交流室の項中「環境課 西播磨消費生活センター」を「環境課」に改め、同表丹波県民局の款中「環境課 丹波消費生活センター」を「環境課」に改め、同表淡路県民局の款県民交流室の項中「環境課 淡路消費生活センター」を「環境課」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項に規定する課及び内部組織のほか、東播磨県民局地域振興室県民課、中播磨県民センター県民交流室県民課、西播磨県民局県民交流室県民活動支援課、丹波県民局県民交流室県民課及び淡路県民局県民交流室県民・商工労政課に、消費者センターを置く。

第75条の2第2項の表東播磨県民局の項を削る。

第78条第3項中「前項」を「前2項」に改め、同項第4号ア中「第80条の2第1項に規定する」を「第80条の2第1号及び第2号に掲げる」に改め、同項第6号エ中「第80条の2第2項に規定する」を「第80条の2第1号及び第2号に掲げる」に改め、同号に次のように加える。

オ 生活創造活動に関する事務

第78条第3項第7号イ中「第80条の2第1項に規定する」を「第80条の2第1号及び第2号に掲げる」に改め、同項第8号イ中「第80条の2第1項」を「第80条の2」に改め、同項第9号エ及び第10号ウ中「第80条の2第1項に規定する」を「第80条の2第1号及び第2号に掲げる」に改める。

第79条中「県民交流室が」を「県民交流室等が」に改め、同条の表県民交流室の項中「県民交流室」を「県民交流室等」に改め、同表阪神北県民局県民交流室の項の次に次のように加える。

東播磨県民局地域振興室	前条第3項第4号アに規定する事務	西脇市 三木市 小野市 加西市 加東市 多可郡
-------------	------------------	-------------------------

「第2目 消費生活センター及び消費生活創造センター」を「第2目 消費生活センター」に改める。

第80条中「及び消費生活創造センター」を削り、同条の表東播磨消費生活センターの項から西播磨消費生活センターの項まで、丹波消費生活センターの項及び淡路消費生活センターの項を削る。

第80条の2第1項中「消費生活の推進等」を「安全で安心な消費生活の実現」に改め、同条第2項を削る。

第80条の3第2項を削る。

第85条中第36号を第37号とし、第6号から第35号までを1号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 住宅宿泊事業に関すること。

第85条の2第1項の表明石健康福祉事務所の項を削り、同条第2項中「第15号」を「第16号」に、「第34号」を「第35号」に、「第35号」を「第37号」に改める。

第86条の表明石健康福祉事務所の項を削る。

第87条の6中第4項を第5項とし、同条第3項中「前項第1号」を「第2項第1号」に改め、同条中同項を第4項とし、第2項の次に次のように加える。

3 阪神農林振興事務所においては、第1項各号(第23号を除く。)に掲げる事務のほか、ウメ輪紋病対策に関する事務をつかさどる。

第87条の8の表阪神農林振興事務所の項中「農政振興課」を「農政振興課 ウメ輪紋病対策課」に改める。

第87条の14第1項中「、第10号及び」を「及び第10号に掲げる事務並びに」に改め、同条中第4項を削り、第5項を第4項とし、第6項を第5項をし、同条に次の1項を加える。

6 豊岡土木事務所においては、第1項各号に掲げる事務のほか、高速道路の建設促進及び総合調整に関する事務をつかさどる。

第87条の15第2項中「及びたつの市」を「、たつの市」に改め、「関する事務」の右に「及び宍粟市の区域における引原ダム(貯水池を含む。)の管理に関する事務」を加える。

第87条の16第1項の表光都土木事務所の項中「ダム課 港湾課 復興事業課」を「ダム管理課 港湾課」に改め、同条第6項を削る。

第4章第9節を次のように改める。

第9節 消費生活総合センター

(位置)

第105条 兵庫県立消費生活総合センターの設置及び管理に関する条例(昭和40年兵庫県条例第48号)第1条の規定により設置された消費生活総合センターの位置は、神戸市中央区港島中町4丁目である。

(所掌事務等)

第106条 消費生活総合センターにおいては、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 安全で安心な消費生活の実現のための情報の収集及び提供を行うこと。

- (2) 安全で安心な消費生活の実現のための講座を開設し、及び研究会、講習会、講演会等を開催すること。
  - (3) 安全で安心な消費生活の実現に関する相談に応ずること。
  - (4) 安全で安心な消費生活の実現のために商品及び役務に関する調査を行うこと。
  - (5) 安全で安心な消費生活の実現に関する活動のために施設を県民の利用に供すること。
  - (6) 県民局等が行う安全で安心な消費生活の実現のための相談その他の業務に係る支援及び連絡調整を行うこと。
  - (7) 前各号に掲げるもののほか、消費生活総合センターの目的を達成するために必要なこと。
- 2 次に掲げる事務に係る消費生活総合センターの所管区域は、当該各号に定める区域とする。
- (1) 前項第1号及び第2号に掲げる事務 神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市及び川辺郡
  - (2) 前項第3号に掲げる事務 県内全域（豊岡市、養父市、朝来市及び美方郡を除く。）
- (内部組織)

第107条 消費生活総合センターに、次の表の左欄に掲げる部を置き、これらの部に、それぞれ同表の右欄に掲げる課を置く。

名称	課名
研修広報部	企画研修課
相談事業部	相談調査課 指導課

(部の事務)

第108条 研修広報部においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 講座を開設し、及び研究会、講習会、講演会等を開催すること。
  - (2) 施設を県民の利用に供すること。
  - (3) 県民局等が行う消費者教育に係る支援及び連絡調整に関すること。
  - (4) 広報に関すること。
  - (5) 庶務に関すること。
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、相談事業部の所掌に属しないこと。
- 2 相談事業部においては、次に掲げる事務をつかさどる。
- (1) 情報の収集及び提供を行うこと。
  - (2) 相談に応ずること。
  - (3) 商品及び役務に関する調査を行うこと。
  - (4) 県民局等が行う相談、情報提供等の業務に係る支援及び連絡調整に関すること。
  - (5) 事業者の指導及び処分に関すること。

第109条から第115条まで 削除

「第14節 県立健康生活科学研究所」を「第14節 県立健康科学研究所」に改める。

第127条中「と生活に関する」を「に関する」に、「行うとともに、健康と生活についての県民からの相談、事業者に対する指導及び情報の発信を一体的に行うことにより」を「行い」に、「県立健康生活科学研究所を神戸市兵庫区荒田町2丁目」を「県立健康科学研究所を加古川市神野町神野」に改める。

第128条の見出しを「(所掌事務)」に改め、同条第1項中「県立健康生活科学研究所に」を「県立健康科学研究所に」に改め、同項第3号から第8号までを削り、同項第9号中「前各号」を「前2号」に、「県立健康生活科学研究所」を「県立健康科学研究所」に改め、同号を同項第3号とし、同条第2項を削る。

第128条の2及び第128条の3を次のように改める。

(内部組織)

第128条の2 県立健康科学研究所に、次の表の左欄に掲げる部を置き、これらの部に、それぞれ同表の右欄に掲げる課を置く。

名称	課名
危機管理部	総務課 危機管理課
感染症部	

健康科学部

(部の事務)

第128条の3 危機管理部においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 調査研究、試験検査及び普及指導の企画調整に関すること。
- (2) 感染症検査施設及び食品衛生検査施設の信頼性の確保に関すること。
- (3) 健康に係る情報の収集、提供及び技術的支援に関すること。
- (4) 健康に係る危機管理の総括と関係機関との連絡調整に関すること。
- (5) 庶務に関すること。

2 感染症部においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 感染症病原体及び食中毒病原体の試験及び研究に関すること。
- (2) 食品の病原体汚染についての試験及び研究に関すること。
- (3) 医薬品、医療機器等の無菌試験に関すること。
- (4) 細菌の薬剤耐性及び殺菌効力の試験及び研究に関すること。
- (5) 感染症情報センターの業務に関すること。
- (6) 疫学的又は統計学的な調査及び研究に関すること。
- (7) 感染症部の所掌事務に係る健康福祉事務所その他の関係機関の技術指導及び検査技術者の研修に関すること。

3 健康科学部においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 食品、添加物、容器包装等の理化学試験及び研究に関すること。
- (2) 医薬品、化粧品、医療機器、家庭用品等の理化学試験及び研究に関すること。
- (3) 居住環境中の化学物質又は衛生害虫及び生活環境中のアレルギーによる健康被害の防止に係る試験及び研究に関すること。
- (4) 放射能汚染の試験及び研究に関すること。
- (5) 飲料水等の水質試験及び研究に関すること。
- (6) 温泉分析試験及び研究に関すること。
- (7) 健康科学部の所掌事務に係る健康福祉事務所その他の関係機関の技術指導及び検査技術者の研修に関すること。

第128条の4を削る。

第130条の表明石保健所の項を削る。

第131条の5第1項第5号中「里親」の右に「及び養子縁組」を加える。

第136条の表食肉衛生検査センターの項及び第136条の5の表動物愛護センターの項中「尼崎市」の右に「、明石市」を加える。

第136条の9第2項の表三木支所の項中「明石市 加古川市」を「加古川市」に改める。

第209条第1項中「掲げる部」及び「これらの部」の右に「又は室」を加え、同項の表技術企画部の項中「技術活用課」を削り、同表に次のように加える。

金属新素材研究センター準備室	
----------------	--

第209条第3項中「部」の右に「及び室」を加える。

第210条中第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 金属新素材研究センター準備室においては、金属新素材研究センターの設置の準備に関する業務をつかさどる。

第312条の表明石保健所の項を削る。

第377条の表部長の項の次に次のように加える。

専門職大学準備室長	専門職大学準備室	専門職大学準備室の事務を管理し、所属の職員を指揮監督する。
-----------	----------	-------------------------------

第378条の表中

「

理事（地域創生・女性担当）		地域創生及び女性活躍に関する特に重要な事務を管理し、当該事務を処理する職員を指揮監督する。
政策創生部長		企画県民部ビジョン局、地域創生局、県民生活局、女性青少年局及び科学情報局の事務を管理し、当該事務を処理する職員を指揮監督する。

」

を

「

広報官		広報に関する特に重要な事務について助言し、又は担任する。
政策創生部長		企画県民部知事室、ビジョン局、地域創生局及び科学情報局の事務並びに広報及び広聴に関する事務を管理し、これらの事務を処理する職員を指揮監督する。
女性生活部長		企画県民部女性青少年局及び県民生活局の事務を管理し、当該事務を処理する職員を指揮監督する。

」

に改め、同表県参事の項の次に次のように加える。

県参事（但馬専門職大学担当）	企画県民部	但馬地域における専門職大学の開設に関する事務を担当する。
----------------	-------	------------------------------

第378条の表観光監の項中「観光交流及び」を削り、「観光振興」の右に「及び国際観光」を加え、同項の次に次のように加える。

部参事（周辺整備担当）	企画県民部	本庁舎及び周辺施設の整備に係る総合調整に関する事務を担当する。
広報戦略室長	企画県民部	広報及び広聴に関する事務を担当する。
広報戦略参事	企画県民部	広報戦略室長の職務を補佐する。

第378条の表部参事（国民健康保険制度移行担当）の項中「国民健康保険制度移行担当」を「医療保険担当」に、「国民健康保険制度の改正」を「医療保険制度」に改め、同表部参事（医療担当）の項の次に次のように加える。

部参事（認知症対策担当）	健康福祉部	認知症対策に係る総合調整に関する事務を担当する。
森林参事	農政環境部	森林及び林業施策の総合調整に関する事務を担当する。

第378条の表危機管理員の項の次に次のように加える。

メディアディレクター	企画県民部	多様な媒体を活用した広報に関する事務を処理する。
編集・デザインディレクター	企画県民部	広報刊行物、ウェブサイト等の企画及びデザインに関する事務を処理する。

第378条の表参事（調整担当）の項を次のように改める。

参事（周辺整備担当）	管財課	本庁舎及び周辺施設の整備に係る総合調整に関する事務を処理する。
------------	-----	---------------------------------

第378条の表参事（周辺整備担当）の項の次に次のように加える。

参事（水エネルギー担当）	ビジョン課	エネルギー対策及び水資源対策の企画立案及び総合調整に関する事務を処理する。
--------------	-------	---------------------------------------

第378条の表防災計画参事の項を削り、同表計画調整参事の項の次に次のように加える。

参事（特定プロジェクト担当）	公園緑地課	都市公園の整備に係る特定課題に関する事務を処理する。
----------------	-------	----------------------------

第378条の表主任広報専門員又は広報専門員の項中「広報課」を「広報戦略課」に改め、同表職員健康相談員の項の次に次のように加える。

健康管理専門員	職員課	職員の健康管理に関する事務を処理する。
---------	-----	---------------------

第383条第4項の表消費生活創造センター長の項を削る。

第384条の表中高速道路参事の項を削り、主任生活科学専門員又は生活科学専門員の項を次のように改める。

主任消費生活専門員 又は消費生活専門員	県民交流室等又は消費生活センター	安全で安心な消費生活の実現に関する事務その他の担任事務を処理する。
------------------------	------------------	-----------------------------------

第386条第1項中「兵庫県民総合相談センター」の右に「、消費生活総合センター」を加え、同条第3項の表センター長の項を削る。

第387条第1項の表中

「

副研究所長	県立健康生活科学研究所
-------	-------------

を

「

副研究所長	県立健康科学研究所
-------	-----------

に改め、同表次長の項組織の欄中「自治研修所」の右に「、消費生活総合センター」を、「県立農林水産技術総合センター」の右に「、県立農林水産技術総合センターの水産技術センターの但馬水産技術センター」を加え、同項職務の欄中「自治研修所」の右に「、消費生活総合センター」を、「県立但馬技術大学の教育訓練部」の右に「、県立農林水産技術総合センターの水産技術センターの但馬水産技術センター」を加え、同表中

「

副大学校長	県立但馬技術大学校
副センター長	県立健康生活科学研究所の健康科学研究センター又は生活科学総合センター

を

「

副大学校長	県立但馬技術大学校
-------	-----------

に改め、同表研究主幹の項中「県立健康生活科学研究所の健康科学研究センター」を「県立健康科学研究所」に改め、同表主任生活科学専門員又は生活科学専門員の項を次のように改める。

主任消費生活専門員 又は消費生活専門員	消費生活総合センタ ー	安全で安心な消費生活の実現に関する事務その他の担 任事務を処理する。
------------------------	----------------	---------------------------------------

第387条第1項の表主席研究員、上席研究員、主任研究員又は研究員の項中「県立健康生活科学研究所の健康科学研究センター」を「県立健康科学研究所」に改め、同表主任森林動物専門員又は森林動物専門員の項の次に次のように加える。

主任野生鳥獣資源活 用専門員又は野生鳥 獣資源活用専門員	森林動物研究センタ ー	野生鳥獣の獣肉等の資源活用についての研究及び普及 活動の事務を処理する。
------------------------------------	----------------	---

附則第2条第1項の表科学情報局の項を削り、同表地域創生課県政150周年記念事業室の項中「地域創生課県政150周年記念事業室」を「県政150周年記念事業課」に改め、同表丹波土木事務所復興事業室の項を削り、同条第2項の表中理事（地域創生・女性担当）の項、広域防災参事の項及び防災計画参事の項を削り、水道企画参事の項の次に次のように加える。

参事（特定プロジェクト担当）	公園緑地課	平成33年 3月31日
----------------	-------	-------------

附則第3条第1項中「部の事務（」の右に「知事室、」を加え、「県民生活局、女性青少年局、科学情報局」を「科学情報局、女性青少年局、県民生活局」に改め、「災害対策局」の右に「並びに広報戦略課及び広聴課」を加え、「ビジョン局等」を「知事室等」に改める。

（地方公営企業法第39条第2項の知事が定める職に関する規則の一部改正）

第2条 地方公営企業法第39条第2項の知事が定める職に関する規則（昭和43年兵庫県規則第60号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「脳卒中センター長」の右に「、集中治療センター長、ゲノム医療・臨床試験センター長」を加える。

（地方公営企業法第15条第1項ただし書の主要な職員に関する規則の一部改正）

第3条 地方公営企業法第15条第1項ただし書の主要な職員に関する規則（昭和44年兵庫県規則第20号）の一部を次のように改正する。

第1条第3号中「及び課長」を「、課長、水道技術専門員及び地域整備専門員」に改める。

第2条第3号中「脳卒中センター長」の右に「、集中治療センター長、ゲノム医療・臨床試験センター長」を、「電気技術専門員」の右に「、医事指導専門員」を加える。

（文書管理規則の一部改正）

第4条 文書管理規則（平成12年兵庫県規則第55号）の一部を次のように改正する。

第2条第5号ウ中「、消費生活創造センター」を削る。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。



財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 3月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県規則第36号

財務規則の一部を改正する規則

財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）の一部を次のように改正する。

第17条及び第18条を次のように改める。

第17条及び第18条 削除

第19条の見出し中「配当又は示達の額」を「予算配当額」に改め、同条第1項中「又は支払計画示達額」を削り、同条第2項中「若しくは支払計画示達額」及び「若しくは支払計画の示達」を削る。

第24条第1項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号から第7号までを1号ずつ繰り上げ、同条第2項を削る。

第30条第1項第3号を削り、同項第4号中「予算配当額等」を「予算配当額」に、「配当等」を「配当」に改

め、同号を同項第3号とし、同項中第5号から第8号までを1号ずつ繰り上げ、同条第3項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

第65条第1項第3号中「若しくは」を「又は」に改め、「又は支払計画」を削る。

第70条の5第2項を削る。

第192条第1項第5号中アを削り、イをアとし、ウをイとする。

別表第1の2の部中

「	県立健康生活科学研究所	総務課長	」
を			
「	消費生活総合センター 県立健康科学研究所	企画研修課長 総務課長	」

に改める。

別表第9年度経過後1年間の項中「歳入予算整理表 支払計画差引簿」を「歳入予算整理表」に改める。

様式第1号中「、第18条」を削り、「予 算 令 達 決定書 支払計画令達」を「予算令達決定書」に、

「				」
注	該当する決定書の文字を○で囲むこと。			A 4 縦長

を				」
「				A 4 縦長

に改める。

様式第88号から様式第90号までを次のように改める。

様式第88号から様式第90号まで 削除

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の財務規則第17条から第19条まで、第24条、第30条、第65条、第70条の5、第192条、別表第9、様式第1号及び様式第90号の規定は、平成30年度の歳出予算から適用し、平成29年度以前の歳出予算については、なお従前の例による。

訓 令

兵庫県訓令第2号

本 庁  
地 方 機 関

決裁規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成30年3月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

決裁規程等の一部を改正する訓令

(決裁規程の一部改正)

第1条 決裁規程（昭和42年兵庫県訓令甲第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「政策創生部長」の右に「、女性生活部長」を、「局長（）」の右に「専門職大学準備室長、」を加える。

第6条第2項第7号中「局（）」の右に「専門職大学準備室及び」を加える。

第9条第2項第6号中「及び結核性疾患又は精神障害による病気休暇」を削り、同条第3項第11号イ中「又は支払計画」を削り、同号ウ中「又は支払計画示達額」を削る。

附則第3項（見出しを含む。）中「政策創生部長」の右に「、女性生活部長」を加え、附則に次の1項を加える。

4 第6条第1項及び前項の規定により読み替えて適用する同条第2項に規定する事項のほか、政策創生部長が専決することができる事項は、企画県民部広報戦略課及び広聴課に係る第7条第2項各号に掲げる事項とする。

別表第1企画県民部の部秘書課の項から情報企画課の項までを削り、同部市町振興課の項局長専決事項の欄42中「第92条第1項」を「第88条第1項」に改め、同部管財課の項局長専決事項の欄20から23までを削り、同部文書課の項知事決裁事項の欄1及び2を削り、同項局長専決事項の欄3及び4を次のように改める。

3 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下「公益法人認定法」という。）第4条の規定に基づき、公益目的事業を行う一般社団法人又は一般財団法人を認定すること。

4 公益法人認定法第29条第1項又は第2項の規定に基づき、公益法人の認定を取り消すこと。

別表第1企画県民部の部文書課の項局長専決事項の欄中5から7までを削り、8を5とし、9から15までを6から12までとし、同部大学課の項部長専決事項の欄3中「第26条第4項」を「第26条第3項」に改め、同項の次に次のように加える。

秘書課	1 春秋叙勲について、主務大臣に具申すること。 2 褒章条例取扱手続（明治27年閣令第1号）第1条又は第4条の規定に基づき、褒章条例（明治14年太政官布告第63号）第1条に定める褒章（紺綬褒章を除く。）について、主務大臣に具申すること。		
広報戦略課		広報計画を作成すること。	
広聴課		広聴計画を作成すること。	
ビジョン課	1 長期ビジョンを推進するための基本方針を決定すること。 2 近畿圏整備法（昭和38年法律第129号）第11条第2項（同法第12条第2項及び第14条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、近郊整備区域、都市開発区域及び保全区域の指定について国土交通大臣に意見を	1 長期ビジョンの推進について、関係機関と調整すること。 2 国土形成計画法（昭和25年法律第205号）第6条第5項の規定に基づき、国土形成計画の案について、国土交通大臣に意見を述べること。 3 国土形成計画法第8条第1項の規定に基づき、国土交通大臣に対し、国土形	

	<p>述べること。</p> <p>3 近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律（昭和39年法律第145号）第3条第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、近郊整備区域建設計画又は都市開発区域建設計画の作成又は変更について国土交通大臣に協議し、その同意を求めること。</p> <p>4 水資源開発促進法（昭和36年法律第217号）第3条第1項の規定に基づき、水資源開発水系の指定について国土交通大臣に意見を述べること。</p> <p>5 工業用水法（昭和31年法律第146号）第3条第3項の規定に基づき、工業用井戸水の採取を規制する地域の指定について経済産業大臣及び環境大臣に意見を述べること。</p> <p>6 発電用施設周辺地域整備法（昭和49年法律第78号）第4条第1項又は第9項の規定に基づき、公共用施設整備計画の作成又は変更について主務大臣に協議し、その同意を求めること。</p>	<p>成計画の案を作成することを提案すること。</p> <p>4 国土形成計画法第13条第1項の規定に基づき、国土交通大臣に対し、関係各行政機関の事務の調整を行うことを要請すること。</p> <p>5 近畿圏整備法第9条第2項（同法第10条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、近畿圏整備計画の決定又はその変更について国土交通大臣に意見を述べること。</p> <p>6 近畿圏整備計画の推進について、関係機関と調整すること。</p> <p>7 近郊整備区域建設計画又は都市開発区域建設計画の推進について、関係機関と調整すること。</p> <p>8 近畿圏の保全区域の整備に関する法律（昭和42年法律第103号。以下「保全区域整備法」という。）第3条第2項又は第4項の規定に基づき、保全区域整備計画又はその変更について国土交通大臣に通知すること。</p> <p>9 水資源開発促進法第4条第1項（同条第5項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、水資源開発基本計画の決定又は変更について国土交通大臣に意見を述べること。</p>	
<p>統計課</p>		<p>1 県民経済計算推計の基本方針を決定すること。</p> <p>2 県及び市町の統計事務関係の優良職員並びに優良団体及びその従事者の表彰について、主務大臣等に候補者を推薦すること。</p>	

<p>地域創 生課</p>	<p>兵庫県地域創生条例（平成27年兵庫県条例第4号）第6条第1項の規定に基づき、地域創生に関する施策の推進に関する戦略を定めること。</p>		
<p>地域振 興課</p>	<p>1 総合保養地域整備法（昭和62年法律第71号）第5条第1項の規定に基づき、基本構想を作成し、主務大臣に協議し、その同意を求めること。 2 低開発地域工業開発促進法（昭和36年法律第216号）第2条第1項又は第6項の規定に基づき、低開発地域工業開発地区の指定又はその指定の解除若しくは変更を国土交通大臣に申請すること。 3 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律（平成4年法律第76号。以下「地方拠点法」という。）第4条第1項の規定に基づき、地方拠点都市地域を指定すること。 4 地方拠点法第5条第1項の規定に基づき、地方拠点都市地域を変更し、又はその指定を解除すること。</p>	<p>1 低開発地域工業開発促進法第2条第4項又は第6項の規定に基づき、低開発地域工業開発地区の指定又はその指定の解除若しくは変更の申請について関係市町長の意見を聴くこと。 2 地方拠点法第4条第2項の規定に基づき、地方拠点都市地域の指定について主務大臣に協議すること。 3 地方拠点法第4条第3項の規定に基づき、地方拠点都市地域の指定について関係市町に協議すること。 4 地方拠点法第6条第7項（地方拠点法第7条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、基本計画又はその変更に同意すること。 5 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第5条第1項の規定に基づき、過疎地域自立促進方針を定めること。 6 過疎地域自立促進特別措置法第7条第1項の規定に基づき、過疎地域自立促進都道府県計画を定めること。 7 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第6項の規定に基づき、総合整備計画について当該市町に協力して</p>	

		<p>講じようとする措置の計画を定めること。</p> <p>8 離島振興法（昭和28年法律第72号）第4条第1項の規定に基づき、離島振興計画を定めること。</p>	
情報企画課		<p>1 電子計算組織の運営計画を決定すること。</p> <p>2 電子計算組織の適用業務を決定すること。</p>	<p>放送法（昭和25年法律第132号）第174条の規定に基づき、小規模施設特定有線一般放送事業者の放送の業務の停止を命ずること。</p>
男女家庭課	<p>男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第14条第1項の規定に基づき、都道府県男女共同参画計画を定めること。</p>		
青少年課			<p>1 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第4項の規定に基づき、児童厚生施設の設置を認可すること。</p> <p>2 児童福祉法第35条第7項の規定に基づき、児童厚生施設の廃止又は休止を承認すること。</p> <p>3 児童福祉法第46条第4項の規定に基づき、児童厚生施設の事業の停止を命ずること。</p> <p>4 児童福祉法第58条の規定に基づき、児童厚生施設の設置の認可を取り消すこと。</p> <p>5 児童福祉法第59条第3項の規定に基づき、同条第1項に規定する施設（同法第40条に規定する業務を目的とする施設に限る。6において同じ。）の設置者に対し、施設の設備又は運営の改善その他の勧告をすること。</p> <p>6 児童福祉法第59条第5項の規定に基づき、同条第1項に規定する施設の事業の停止又は施設の閉鎖を命ずること。</p>
県民生活課	<p>1 県民の参画と協働の推進に関する条例（平成14年兵庫県条例第57号）第</p>		<p>1 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非</p>

	<p>6条第2項の規定に基づき、地域づくり活動支援指針を定めること。</p> <p>2 県民の参画と協働の推進に関する条例第8条第2項の規定に基づき、県行政参画・協働推進計画を定めること。</p> <p>3 県民ボランティア活動の促進等に関する条例（平成10年兵庫県条例第39号）第6条第1項の規定に基づき、県民ボランティア活動の促進のための施策の推進に関する基本方針を定めること。</p>		<p>営利活動法人の設立を認証すること。</p> <p>2 特定非営利活動促進法第31条第2項の規定に基づき、特定非営利活動法人の解散を認定すること。</p> <p>3 特定非営利活動促進法第32条第2項の規定に基づき、特定非営利活動法人の残余財産の国又は地方公共団体への譲渡を認証すること。</p> <p>4 特定非営利活動促進法第34条第3項の規定に基づき、特定非営利活動法人の合併を認証すること。</p> <p>5 特定非営利活動促進法第43条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証を取り消すこと。</p> <p>6 特定非営利活動促進法第44条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の認定をすること。</p> <p>7 特定非営利活動促進法第58条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の特例認定をすること。</p> <p>8 特定非営利活動促進法第63条第1項又は第2項の規定に基づき、認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人の合併について認定をすること。</p> <p>9 特定非営利活動促進法第67条第1項又は第2項（同条第3項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定に基づき、認定特定非営利活動法人の認定又は特例認定特定非営利活動法人の特例認定を取り消すこと。</p>
<p>消費生活課</p>	<p>県民の安全で安心な消費生活の実現（以下「安全で安心な消費生活の実現」という。）に関する総合的な施策を決定すること。</p>		<p>1 消費生活協同組合法（昭和23年法律第200号。以下「生協法」という。）第53条の5の規定に基づき、組合に共済契約の解約に係る業務の停止その他必要な措置を命ずること。</p>

- 2 生協法第58条の規定に基づき、組合の設立を認可すること。
- 3 生協法第62条第2項の規定に基づき、組合の解散を認可すること。
- 4 生協法第63条第3項において準用する生協法第58条の規定に基づき、解散組合の継続を認可すること。
- 5 生協法第69条第1項の規定に基づき、組合の合併を認可すること。
- 6 生協法第94条の2第1項の規定に基づき、組合に定款若しくは規約に定めた事項の変更又は業務執行の方法の変更を命ずること。
- 7 生協法第94条の2第2項の規定に基づき、組合に改善計画の変更を命じ、又は組合の業務の停止を命じ、若しくは財産の供託を命じ、若しくは財産の処分を禁止し、若しくは制限し、その他必要なことを命ずること。
- 8 生協法第94条の2第4項の規定に基づき、共済事業規約の認可を取り消すこと。
- 9 生協法第94条の2第5項の規定に基づき、組合の業務の全部若しくは一部の停止若しくは役員解任を命じ、又は共済事業規約若しくは貸付事業規約の認可を取り消すこと。
- 10 生協法第95条第2項の規定に基づき、組合に役員解任を命じ、又は組合の事業の停止を命ずること。
- 11 生協法第95条第3項の規定に基づき、組合の解散を命ずること。
- 12 生協法第96条第1項の規定に基づき、組合の総会の議決又は選挙若しくは当選を取り消すこと。

		<p>13 農業協同組合法（昭和22年法律第132号。以下「農協法」という。）第84条第2項の規定に基づき、組織変更を認可すること。</p> <p>14 安全で安心な消費生活の実現に関する計画を決定すること。</p> <p>15 物価問題の企画及び調整をすること。</p> <p>16 消費生活条例（昭和49年兵庫県条例第52号）第9条第1項の規定に基づき、商品又は役務の基準を定めること。</p> <p>17 消費生活条例第11条第1項の規定に基づき、不当取引行為を指定すること。</p> <p>18 消費生活条例第21条の規定に基づき、消費者訴訟の援助を行うこと。</p> <p>19 消費生活条例第22条第2項の規定に基づき、貸付金の返還を免除すること。</p> <p>20 消費生活条例第26条第2項の規定に基づき、消費生活センターの名称、住所等を公示すること。</p> <p>21 消費生活条例第29条第4号の規定に基づき、調査を正当な理由なく拒んだ旨を公表すること。</p>
<p>地域安全課</p>	<p>1 地域安全まちづくり条例（平成18年兵庫県条例第3号）第12条第1項の規定に基づき、推進計画を定めること。</p> <p>2 地域安全まちづくり条例第13条第1項の規定に基づき、指針を定めること。</p> <p>3 交通安全対策の基本方針を決定すること。</p>	<p>1 客引き行為等の防止に関する条例（平成27年兵庫県条例第5号）第7条第1項、第3項又は第6項の規定に基づき、客引き行為等を禁止する地区を指定し、変更し、又は解除すること。</p> <p>2 客引き行為等の防止に関する条例第11条の規定に基づき、同条例第9条第3項の規定による命令に違反した者又は同条例第10条第1項の規定による立入りを拒んだ者等の氏名等を公表すること。</p> <p>3 交通安全県民運動を企画すること。</p>

- 4 交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）第27条の規定に基づき、指定地方行政機関の長及び関係地方公共団体の長その他の執行機関に対し、必要な要請をし、又は必要な勧告若しくは指示をすること。
- 5 交通安全対策基本法第28条の規定に基づき、中央交通安全対策会議及び関係指定行政機関の長に対し、必要な要請をすること。
- 6 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）第5条第4項の規定に基づき、公安委員会に対し、自動車運転代行業の認定又は認定の拒否について同意すること。
- 7 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第7条第2項の規定に基づき、公安委員会に対し、自動車運転代行業の認定の取消しについて同意すること。
- 8 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第22条第2項の規定に基づき、自動車運転代行業者に対して必要な措置をとるべきことを指示し、公安委員会に対して指示をした旨を通知すること。
- 9 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第23条第2項の規定に基づき、公安委員会に対し、自動車運転代行業の停止の命令をすべき旨を要請すること。
- 10 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第23条第3項の規定に基づき、公安委員会に対し、自動車運転代行業の停止の命令について同意すること。
- 11 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第24条第

			2項の規定に基づき、公安委員会に対し、自動車運転代行業の廃止の命令について同意すること。
芸術文化課		兵庫県文化賞、兵庫県科学賞、兵庫県スポーツ賞及び兵庫県社会賞の受賞者の選考委員会の委員を委嘱すること。	

別表第1健康福祉部の部医療保険課の項課名の欄中「医療保険課」を「国保医療課」に改め、同部介護保険課の項課名の欄中「介護保険課」を「高齢政策課」に改め、同項局長専決事項の欄中14を18とし、10から13までを14から17までとし、同欄9中「10及び11」を「14及び15」に改め、同欄9を同欄13とし、同欄8中「指定居宅介護支援事業者」を削り、「介護老人保健施設」の右に「若しくは介護医療院」を加え、同欄中8を12とし、7を11とし、6を10とし、5の次に次のように加える。

- 6 介護保険法第107条第1項の規定に基づき、介護医療院の開設を許可すること。
- 7 介護保険法第112条第1項第4号の規定に基づき、介護医療院に関する広告を許可すること。
- 8 介護保険法第114条の5第3項の規定に基づき、介護医療院の開設者に業務の停止を命ずること。
- 9 介護保険法第114条の6第1項の規定に基づき、介護医療院の開設の許可を取り消し、又は期間を定めてその許可の全部又は一部の効力を停止すること。

別表第1健康福祉部の部児童課の項局長専決事項の欄3中「3、5及び6」を「4、6及び7」に改め、同欄に次のように加える。

- 19 民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律（平成28年法律第110号）第6条の規定に基づき、養子縁組あっせん事業を許可すること。
- 20 民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律第15条の規定に基づき、必要な措置を命ずること。
- 21 民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律第16条の規定に基づき、養子縁組あっせん事業の許可を取り消すこと。

別表第1健康福祉部の部障害福祉課の項局長専決事項の欄中24を33とし、12から23までを21から32までとし、21の前に次のように加える。

- 14 児童福祉法第21条の5の24第1項の規定に基づき、指定障害児通所支援事業者の指定を取り消し、又は指定の全部又は一部の効力を停止すること。
- 15 児童福祉法第24条の17の規定に基づき、指定障害児入所施設の指定を取り消し、又は指定の全部若しくは一部の効力を停止すること。
- 16 児童福祉法第35条第4項の規定に基づき、児童福祉施設の設置を認可すること。
- 17 児童福祉法第35条第12項の規定に基づき、児童福祉施設の廃止又は休止を承認すること。
- 18 児童福祉法第46条第4項の規定に基づき、児童福祉施設の事業の停止を命ずること。
- 19 児童福祉法第58条第1項の規定に基づき、児童福祉施設の設置の認可を取り消すこと。
- 20 児童福祉法第59条第5項の規定に基づき、同条第1項の施設の事業の停止又は施設の閉鎖を命ずること。

別表第1健康福祉部の部障害福祉課の項局長専決事項の欄中11を13とし、5から10までを7から12までとし、7の前に次のように加える。

- 6 障害者総合支援法第86条第1項の規定に基づき、市町が設置した障害者支援施設の事業の停止又は廃止を命ずること。

別表第1健康福祉部の部障害福祉課の項局長専決事項の欄中4を5とし、1から3までを2から4までとし、2の前に次のように加える。

- 1 障害者総合支援法第50条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者又は指定障害者支援施設の指定を取り消し、又は指定の全部若しくは一部の効力を停止すること。

別表第1健康福祉部の部障害者支援課の項を削り、同部医務課の項局長専決事項の欄1中「第6条の5第1項第13号」を「第6条の5第3項第14号」に改め、同欄中78を79とし、6から77までを7から78までとし、5の次に次のように加える。

6 医療法第24条の2第1項又は第2項の規定に基づき、病院の開設者に必要な措置をとること又は業務の全部若しくは一部の停止を命ずること（保健所を設置する市の区域に所在する病院に係るものに限る。）。

別表第1健康福祉部の部疾病対策課の項局長専決事項の欄4中「第36条第3項」を「第36条第4項」に改め、同部薬務課の項局長専決事項の欄48中「第7条第4項第10号」を「第7条第4項第9号」に改め、同表産業労働部の部労政福祉課の項局長専決事項の欄に次のように加える。

7 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号。以下「高年齢者雇用安定法」という。）第37条第1項の規定に基づき、シルバー人材センターを指定すること。

8 高年齢者雇用安定法第42条の規定に基づき、シルバー人材センターに対し、監督上必要な命令をすること。

9 高年齢者雇用安定法第43条第1項の規定に基づき、シルバー人材センターの指定を取り消すこと。

10 高年齢者雇用安定法第44条第1項の規定に基づき、シルバー人材センター連合を指定すること。

11 高年齢者雇用安定法第45条において準用する高年齢者雇用安定法第42条の規定に基づき、シルバー人材センター連合に対し、監督上必要な命令をすること。

12 高年齢者雇用安定法第45条において準用する高年齢者雇用安定法第43条第1項の規定に基づき、シルバー人材センター連合の指定を取り消すこと。

13 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成3年法律第57号。以下「中小企業労働力確保法」という。）第4条第3項の規定に基づき、改善計画を認定すること。

14 中小企業労働力確保法第5条第1項又は第2項の規定に基づき、改善計画の変更を認定し、又は認定計画の認定を取り消すこと。

15 中小企業労働力確保法第17条の規定に基づき、認定計画に係る改善事業の実施状況について報告を求めること。

16 介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成4年法律第63号。以下「介護労働者法」という。）第8条第1項の規定に基づき、改善計画を認定すること。

17 介護労働者法第9条第1項又は第2項の規定に基づき、改善計画の変更を認定し、又は認定計画の認定を取り消すこと。

18 介護労働者法第12条の規定に基づき、認定計画に係る改善措置の実施状況について報告を求めること。

19 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）第27条第1項の規定に基づき、障害者雇用支援センターを指定すること。

20 障害者雇用促進法第30条第1項及び第2項の規定に基づき、障害者雇用支援センターの事業計画書、収支予算書、事業報告書及び収支決算書を受領すること。

21 障害者雇用促進法第31条の規定に基づき、障害者雇用支援センターに対し、監督上必要な命令をすること。

22 障害者雇用促進法第32条第1項の規定に基づき、障害者雇用支援センターの指定を取り消すこと。

23 障害者雇用促進法第33条の規定に基づき、障害者就業・生活支援センターを指定すること。

24 障害者雇用促進法第35条において準用する障害者雇用促進法第30条第1項及び第2項の規定に基づき、障害者就業・生活支援センターの事業計画書、収支予算書、事業報告書及び収支決算書を受領すること。

25 障害者雇用促進法第35条において準用する障害者雇用促進法第31条の規定に基づき、障害者就業・生活支援センターに対し、監督上必要な命令をすること。

26 障害者雇用促進法第35条において準用する障害者雇用促進法第32条第1項の規定に基づき、障害者就業・生活支援センターの指定を取り消すこと。

27 職業安定法（昭和22年法律第141号）第29条第2項の規定に基づき、無料の職業紹介事業の実施の通知をすること。

28 職業安定法第29条第3項の規定に基づき、取扱職種の範囲等を定めること。

29 職業安定法第29条の2の規定に基づき、無料の職業紹介事業の廃止の通知をすること。

別表第1産業労働部の部しごと支援課の項を削り、同部新産業課の項知事決裁事項の欄1中「農村地域工業等導入促進法」を「農村地域への産業の導入の促進等に関する法律」に、「工業等の」を「産業の」に改め、

同欄中2を削り、3を2とし、同表農政環境部の部農業経営課の項局長専決事項の欄31中「第7条第4項第2号」を「第7条第4項第1号」に改め、同部消費流通課の項局長専決事項の欄8中「農林物資の規格化等に関する法律」を「日本農林規格等に関する法律」に、「農林物資規格法」を「日本農林規格法」に、「第8条及び第9条」を「第4条及び第5条」に、「農林物資の規格の」を「日本農林規格の」に改め、同欄9中「農林物資規格法第19条の14第3項」を「日本農林規格法第61条第3項」に改め、同欄10中「農林物資規格法第19条の14の2」を「日本農林規格法第62条」に改め、同部農林経済課の項局長専決事項の欄14中「農業災害補償法」を「農業保険法」に改め、「。以下「農災法」という。」を削り、「第25条」を「第31条」に改め、同欄15中「農災法第46条第3項」を「農業保険法第65条第3項」に改め、同欄16中「農災法第48条第3項」を「農業保険法第67条第3項」に改め、同欄17中「農災法第85条の3第1項」を「農業保険法第102条第1項」に改め、同欄18中「農災法第142条の5第2項」を「農業保険法第210条第2項」に改め、同欄19中「農災法第142条の5の2第2項」を「農業保険法第211条第2項」に改め、同欄20中「農災法第142条の6第1項」を「農業保険法第212条第1項」に改め、同欄21中「農災法第142条の6第2項」を「農業保険法第212条第2項」に改め、同欄22中「農災法第142条の6第3項」を「農業保険法第212条第3項」に改め、同欄23中「農災法第142条の7」を「農業保険法第213条」に改め、同部農地整備課の項知事決裁事項の欄中1を削り、2を1とし、3を2とし、4を削り、5を3とし、6を4とし、同項局長専決事項の欄7を削り、同欄6中「第87条第1項」の右に「、第87条の2第1項及び第87条の3第1項」を加え、同欄中6を7とし、3から5までを4から6までとし、同欄2中「災害」の右に「又は突発事故被害」を加え、同欄中2を3とし、1を2とし、2の前に次のように加える。

1 土地改良法（昭和24年法律第195号）第4条の2第4項の規定に基づき、農林水産大臣の土地改良長期計画案について意見を述べること。

別表第1農政環境部の部農地整備課の項局長専決事項の欄中24を削り、23を24とし、22を23とし、21を削り、同欄20中「第19条」を「第19条第2項」に改め、同欄20を同欄22とし、同欄19中「第10条」を「第10条第1項及び第2項」に改め、同欄19を同欄21とし、同欄18中「第8条第3項」を「第8条第4項」に改め、同欄中18を20とし、13から17までを15から19までとし、同欄12中「第51条の5」を「第51条の2」に改め、同欄中12を14とし、11を13とし、10を削り、9を12とし、12の前に次のように加える。

11 土地改良法第88条第19項の規定に基づき、県営緊急耐震工事計画を変更すること。

別表第1農政環境部の部農地整備課の項局長専決事項の欄8中「第87条の3第1項」を「第88条第1項、第14項及び第16項」に改め、同欄中8を10とし、7の次に次のように加える。

8 土地改良法第87条の4第1項の規定に基づき、県営緊急耐震工事計画を決定すること。

9 土地改良法第87条の5第1項の規定に基づき、災害又は突発事故被害のための応急工事計画を定めること。

別表第1農政環境部の部農地整備課の項局長専決事項の欄中30を削り、31を30とし、30の次に次のように加える。

31 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の規定に基づき、地すべり防止区域の指定について主務大臣に意見を述べること。

別表第1農政環境部の部農産園芸課の項局長専決事項の欄中1を削り、2を1とし、3から9までを2から8までとし、同部林務課の項局長専決事項の欄4中「第6条第5項」の右に「又は第6項」を加え、「又は同意を求める」を「同意を求め、又は届け出る」に改め、同欄5中「第6条第6項」を「第6条第7項」に改め、同欄32中「農林物資規格法第8条及び第9条」を「日本農林規格法第4条及び第5条」に、「農林物資の規格」を「日本農林規格」に改め、同項の次に次のように加える。

豊かな森づくり課	<p>1 森林法第10条の2の規定に基づき、開発行為を許可すること（ゴルフコースの新設に係るものに限る。）。</p> <p>2 森林法第26条の2第1項及び第2項の規定に基づき、保安林の指定</p>	<p>1 森林法第27条第3項の規定に基づき、保安林指定申請書を農林水産大臣に進達すること。</p> <p>2 森林法第27条第3項の規定に基づき、保安林解除申請書を農林水産大臣に進達すること（ゴルフコースに係るもの</p>
----------	---	--

	<p>を解除すること（ゴルフコースに係るものに限る。）。</p> <p>3 森林法第27条第3項の規定に基づき、保安林解除申請書を農林水産大臣に進達し、又は却下すること（ゴルフコースに係るものに限る。）。</p>	<p>を除く。）。</p> <p>3 森林法第36条の規定に基づき、保安林の指定によって利益を受ける地方公共団体その他の者に補償すべき金額を負担させること。</p> <p>4 森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第7条の3第1項の規定に基づき、防除実施基準を定め、又は変更すること。</p> <p>5 森林病虫害等防除法第7条の5第1項の規定に基づき、高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域を指定すること。</p> <p>6 森林病虫害等防除法第7条の6第1項の規定に基づき、樹種転換促進指針を定めること。</p> <p>7 森林病虫害等防除法第7条の9第1項の規定に基づき、地区防除指針を定めること。</p>
--	--	---

別表第1 農政環境部の部中

		<p>25 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）第4条第5項（同条第9項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、被害防止計画に係る協議に応じ、又は同意すること。</p>
<p>豊かな森づくり課</p>	<p>1 森林法第10条の2の規定に基づき、開発行為を許可すること（ゴルフコースの新設に係るものに限る。）。</p> <p>2 森林法第26条の2第1項及び第2項の規定に基づき、保安林の指定を解除すること（ゴルフコースに係るものに限る。）。</p> <p>3 森林法第27条第3項</p>	<p>1 森林法第27条第3項の規定に基づき、保安林指定申請書を農林水産大臣に進達すること。</p> <p>2 森林法第27条第3項の規定に基づき、保安林解除申請書を農林水産大臣に進達すること（ゴルフコースに係るものを除く。）。</p> <p>3 森林法第36条の規定に基づき、保安林の指定によって利益を受ける地方公共団体その</p>

	<p>の規定に基づき、保安林解除申請書を農林水産大臣に進達し、又は却下すること（ゴルフコースに係るものに限る。）。</p>	<p>他の者に補償すべき金額を負担させること。</p> <p>4 森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第7条の3第1項の規定に基づき、防除実施基準を定め、又は変更すること。</p> <p>5 森林病虫害等防除法第7条の5第1項の規定に基づき、高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域を指定すること。</p> <p>6 森林病虫害等防除法第7条の6第1項の規定に基づき、樹種転換促進指針を定めること。</p> <p>7 森林病虫害等防除法第7条の9第1項の規定に基づき、地区防除指針を定めること。</p>
--	---	--

を

		<p>25 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）第4条第5項（同条第9項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、被害防止計画に係る協議に応じ、又は同意すること。</p>
--	--	--

に改め、同部水大気課の項局長専決事項の欄41中「第3条第3項」を「第3条第4項」に改め、同欄42中「第4条第2項」を「第4条第3項」に改め、同部環境整備課の項局長専決事項の欄15中「第19条の5第1項」の右に「（廃棄物処理法第19条の10第2項において準用する場合を含む。）」を加え、同欄20中「第19条の10第1項」を「第19条の11第1項」に改め、同表県土整備部の部河川整備課の項局長専決事項の欄中12を削り、11を12とし、3から10までを4から11までとし、2の次に次のように加える。

3 河川法第16条の4の規定に基づき、国土交通大臣に対し、特定河川工事を行うことを要請すること。  
別表第1 県土整備部の部総合治水課の項中

<p>1 河川法第16条第1項の規定に基づき、河川整備基本方針を定めること。</p>	
--	--

を

<p>1 河川法第16条第1項の規定に基づき、河川整備基本方針を定めること。</p>	<p>水防法第14条第1項の規定に基づき、洪水浸水想定区域を指定すること。</p>
--	---

- 」
- に改め、同部下水道課の項局長専決事項の欄に次のように加える。
- 10 水防法第14条の2第1項の規定に基づき、雨水出水浸水想定区域を指定すること。  
別表第1 県土整備部の部港湾課の項局長専決事項の欄に次のように加える。
- 22 水防法第14条の3第1項の規定に基づき、高潮浸水想定区域を指定すること。  
別表第1 県土整備部の部都市政策課の項局長専決事項の欄6を削り、同欄7中「場合に」の右に「国土交通大臣及び」を加え、同欄中7を6とし、8から57までを7から56までとし、同部住宅政策課の項局長専決事項の欄に次のように加える。
- 13 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第4条第1項の規定に基づき、都道府県計画を作成し、又は変更すること。
- 14 高齢者の居住の安定確保に関する法律第4条第6項の規定に基づき、都道府県計画について市町に協議すること。
- 15 高齢者の居住の安定確保に関する法律第28条第1項の規定に基づき、指定登録機関の指定を行うこと。
- 16 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第5条第1項の規定に基づき、都道府県計画を作成すること。
- 17 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第5条第8項の規定に基づき、都道府県計画について市町に協議すること。
- 18 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第25条第1項の規定に基づき、指定登録機関の指定を行うこと。  
（地方機関処務規程の一部改正）
- 第2条 地方機関処務規程（昭和43年兵庫県訓令甲第8号）の一部を次のように改正する。  
第5条第2号中「及び結核性疾患又は精神障害による病気休暇」を削り、同条第8号ク中「第24条若しくは第25条」を「第7条若しくは第8条」に改める。  
別表第1 県民交流室、地域振興室及び地域政策室の部神戸県民センターの県民交流室の項県民局長委任事項の欄55の次に次のように加える。
- 55の2 中小企業等協同組合法第105条の4第3項の規定に基づき、責任共済等の事業を行う組合の業務又は会計の状況を検査すること。  
別表第1 県民交流室、地域振興室及び地域政策室の部神戸県民センターの県民交流室の項県民局長委任事項の欄67中「協業組合から必要な報告を徴し、又は」を削り、「若しくは」を「又は」に改め、同欄70中「第100条の14」を「第100条の11」に改め、同欄89中「第44条の3第1項」を「第44条の2第1項」に改め、同欄98中「第84条」を「第84条第1項」に改め、同欄100中「75」を「102」に改め、同欄102中「第19条第1項」を「第19条第2項」に改め、同欄114中「第36条」を「第35条の4」に改め、同欄115及び116を削り、同欄117を同欄115とし、同欄118から121までを同欄116から119までとし、同項県民局長専決事項の欄16及び17中「第9条の9第4項」を「第9条の9第5項」に改め、同欄19中「事業協同組合連合会」を「協同組合連合会」に改め、同欄22中「第57条の3第3項」を「第57条の3第5項」に改め、同部阪神南県民センターの県民交流室の項県民局長委任事項の欄2中「121まで」を「119まで」に改め、同項県民局長専決事項の欄3中「税額」を「従業員の数」に改め、同部阪神北県民局長の項県民局長委任事項の欄1中「121まで」を「119まで」に改め、同欄31の2中「第7条第4項第9号」を「第7条第4項第8号」に改め、同欄67中「第17条の4第1項及び第17条の5第1項」を「第17条の5第1項及び第17条の6第1項」に改め、同欄68中「第17条の6」を「第17条の7第1項」に改め、同欄69中「第17条の7」を「第17条の8」に改め、同欄70中「第17条の10」を「第17条の11」に改め、同欄78中「第18条の18」を「第18条の19」に改め、同欄108中「第9条の3第11項」の右に「又は第9条の3の3第3項」を加え、同欄114中「第8項」の右に「（廃棄物処理法第9条の3の3第3項において準用する場合を含む。）」を加え、同欄115及び116中「同条第9項」の右に「又は廃棄物処理法第9条の3の3第3項」を加え、同欄117中「第9条の3第10項」の右に「（廃棄物処理法第9条の3の3第3項において準用する場合を含む。）」を加え、同欄117の次に次のように加える。
- 117の2 廃棄物処理法第9条の3の3第1項の規定に基づき、非常災害に係る一般廃棄物処理施設の設置の届出を受理すること。  
別表第1 県民交流室、地域振興室及び地域政策室の部阪神北県民局長の項県民局長委任事項の欄126の次に次のように加える。
- 126の2 廃棄物処理法第12条の7第1項又は第7項の規定に基づき、2以上の事業者がそれらの産業廃棄物

の収集、運搬又は処分を一体として実施することを認定し、又は変更の認定をすること。

126の3 廃棄物処理法第12条の7第9項の規定に基づき、2以上の事業者がそれらの産業廃棄物の収集、運搬又は処分を一体として実施する認定の軽微な変更届を受理すること。

126の4 廃棄物処理法第12条の7第10項の規定に基づき、2以上の事業者がそれらの産業廃棄物の収集、運搬又は処分を一体として実施する認定を取り消すこと。

別表第1 県民交流室、地域振興室及び地域政策室の部阪神北県民局の県民交流室の項県民局長委任事項の欄134中「第15条の2の5」を「第15条の2の5第1項」に改め、同欄145の次に次のように加える。

145の2 廃棄物処理法第17条の2第1項の規定に基づき、有害使用済機器の保管又は処分を行う旨の届出及び届出事項の変更の届出を受理すること。

別表第1 県民交流室、地域振興室及び地域政策室の部阪神北県民局の県民交流室の項県民局長委任事項の欄146中「第18条第1項」の右に「(廃棄物処理法第17条の2第3項において準用する場合を含む。)」を加え、同欄147中「第19条第1項」の右に「(廃棄物処理法第17条の2第3項において準用する場合を含む。)」を加え、同欄148中「第19条の3」の右に「(廃棄物処理法第17条の2第3項において準用する場合を含む。)」を加え、同欄151中「昭和46年政令第300号」の右に「。以下「廃棄物処理法施行令」という。」を加え、同欄151の次に次のように加える。

151の2 廃棄物処理法施行令第6条の7の2の規定に基づき、2以上の事業者がそれらの産業廃棄物の収集、運搬又は処分を一体として実施する認定に係る事業の廃止の届出を受理すること。

151の3 廃棄物処理法施行令第16条の4の規定に基づき、有害使用済機器の保管等の廃止の届出を受理すること。

別表第1 県民交流室、地域振興室及び地域政策室の部阪神北県民局の県民交流室の項県民局長委任事項の欄154の次に次のように加える。

154の2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の38の11の規定に基づき、廃棄物処理法第12条の7第1項の認定を受けた者からの報告書を受理すること。

別表第1 県民交流室、地域振興室及び地域政策室の部阪神北県民局の県民交流室の項県民局長委任事項の欄252中「第29条第1項」を「第54条第1項」に改め、同欄285中「第118条第4項」を「第118条第6項」に改め、同欄292中「(尼崎市及び西宮市に所在する工場等に係るものを除く。)」を削り、同項県民局長専決事項の欄28及び29を次のように改める。

28及び29 削除

別表第1 県民交流室、地域振興室及び地域政策室の部東播磨県民局の地域振興室及び西播磨県民局の県民交流室の項県民局長委任事項の欄1中「121まで」を「119まで」に改め、同欄3中「事項( )」の右に「東播磨県民局の地域振興室においては、同欄284から291までについては明石市に関することを、」を加え、「、292については姫路市に所在する工場等に係るものを」を削り、同部北播磨県民局の県民交流室の項県民局長委任事項の欄1、中播磨県民センターの県民交流室の項県民局長委任事項の欄2、但馬県民局の地域政策室の項県民局長委任事項の欄1、丹波県民局の県民交流室の項県民局長委任事項の欄2及び淡路県民局の県民交流室の項県民局長委任事項の欄1中「121まで」を「119まで」に改め、同部消費生活センター及び消費生活創造センターの項区分の欄中「及び消費生活創造センター」を削り、同表健康福祉事務所及び但馬長寿の郷の部健康福祉事務所の項県民局長委任事項の欄91を削り、同欄92を同欄91とし、同欄93を同欄92とし、同欄94を同欄93とし、同欄93の次に次のように加える。

94 医療法第24条の2第1項又は第2項の規定に基づき、必要な措置を命じ、又は業務の停止を命ずること。

別表第1 健康福祉事務所及び但馬長寿の郷の部健康福祉事務所の項県民局長委任事項の欄95の2中「命ずる」を「命じ、又は立入検査をさせる」に改め、同欄101中「又は介護老人保健施設」を「、介護老人保健施設又は介護医療院」に改め、同欄213中「第7条第1項」の右に「又は第2項」を加え、「営業施設」を「旅館業の施設」に改め、同欄214中「営業施設の構造設備を基準に適合させるために」を削り、同欄214の11を同欄214の21とし、同欄214の10を同欄214の20とし、同欄214の9を同欄214の19とし、同欄214の8の次に次のように加える。

214の9 住宅宿泊事業法(平成29年法律第65号)第3条第1項の規定に基づき、住宅宿泊事業の届出を受理すること。

214の10 住宅宿泊事業法第3条第4項の規定に基づき、住宅宿泊事業の変更の届出を受理すること。

214の11 住宅宿泊事業法第3条第6項の規定に基づき、住宅宿泊事業の廃業等の届出を受理すること。

214の12 住宅宿泊事業法第14条の規定に基づき、届出住宅に人を宿泊させた日数等の報告を受理すること。

214の13 住宅宿泊事業法第15条の規定に基づき、住宅宿泊事業者に対し、必要な措置を命ずること。

- 214の14 住宅宿泊事業法第16条第1項又は第2項の規定に基づき、業務の停止又は廃止を命ずること。
- 214の15 住宅宿泊事業法第17条第1項の規定に基づき、住宅宿泊事業の業務に関し報告を求め、又は職員に立入検査をさせ、若しくは質問させること。
- 214の16 住宅宿泊事業法第41条第2項の規定に基づき、住宅宿泊管理業者に対し、必要な措置を命じ、国土交通大臣に対し、その旨を通知すること。
- 214の17 住宅宿泊事業法第42条第2項の規定に基づき、国土交通大臣に対し、住宅宿泊管理業者の登録を取り消し、又は業務の停止を命ずべき旨を要請すること。
- 214の18 住宅宿泊事業法第45条第2項の規定に基づき、住宅宿泊管理業務に関し報告を求め、又は職員に立入検査をさせ、若しくは質問させること。

別表第1健康福祉事務所及び但馬長寿の郷の部芦屋健康福祉事務所、宝塚健康福祉事務所、加古川健康福祉事務所、加東健康福祉事務所、中播磨健康福祉事務所、龍野健康福祉事務所、豊岡健康福祉事務所、丹波健康福祉事務所及び洲本健康福祉事務所の項県民局長委任事項の欄23の次に次のように加える。

- 23の2 老人福祉法第29条第9項又は第10項の規定に基づき、有料老人ホーム情報を受理し、公表すること。

別表第1健康福祉事務所及び但馬長寿の郷の部芦屋健康福祉事務所、宝塚健康福祉事務所、加古川健康福祉事務所、加東健康福祉事務所、中播磨健康福祉事務所、龍野健康福祉事務所、豊岡健康福祉事務所、丹波健康福祉事務所及び洲本健康福祉事務所の項県民局長委任事項の欄24中「第29条第9項」を「第29条第11項」に改め、同欄25中「第29条第11項」を「第29条第13項又は第14項」に改め、「措置を」の右に「命じ、又は事業の制限若しくは停止を」を加え、同欄29を次のように改める。

#### 29 削除

別表第1健康福祉事務所及び但馬長寿の郷の部芦屋健康福祉事務所、宝塚健康福祉事務所、加古川健康福祉事務所、加東健康福祉事務所、中播磨健康福祉事務所、龍野健康福祉事務所、豊岡健康福祉事務所、丹波健康福祉事務所及び洲本健康福祉事務所の項県民局長委任事項の欄30中「介護老人保健施設」の右に「又は介護医療院」を加え、同欄42及び42の2を削り、同欄42の3中「第82条の2第1項」を「第82条の2第2項」に、「指定居宅介護支援事業者等」を「指定居宅介護支援事業者について、市町」に改め、「又は」の右に「広域的な見地からの」を加え、同欄42の3を同欄42とし、同欄43から46までを次のように改める。

#### 43から46まで 削除

別表第1健康福祉事務所及び但馬長寿の郷の部芦屋健康福祉事務所、宝塚健康福祉事務所、加古川健康福祉事務所、加東健康福祉事務所、中播磨健康福祉事務所、龍野健康福祉事務所、豊岡健康福祉事務所、丹波健康福祉事務所及び洲本健康福祉事務所の項県民局長委任事項の欄47を削り、同欄47の2を同欄47とし、同欄58から65までを次のように改める。

- 58 介護保険法第114条第1項の規定に基づき、介護医療院の開設者等に対し、連絡調整又は助言その他の援助をすること。
- 59 介護保険法第114条の2第1項の規定に基づき、報告等を命じ、介護医療院の開設者等に対し出頭を求め、又はこれらの者に対して質問させ、若しくは介護医療院等に立ち入り、その設備等を検査させること。
- 60 介護保険法第114条の3の規定に基づき、介護医療院の開設者にその使用の制限等を命ずること。
- 61 介護保険法第114条の4第1項の規定に基づき、介護医療院の開設者にその管理者の変更を命ずること。
- 62 介護保険法第114条の5第1項の規定に基づき、介護医療院の開設者に対し、基準を遵守すべきこと等を勧告すること。
- 63 介護保険法第114条の5第2項の規定に基づき、介護医療院の開設者が勧告に従わなかった旨を公表すること。
- 64 介護保険法第114条の5第3項の規定に基づき、介護医療院の開設者に対し、勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。
- 65 介護保険法第115条の5第1項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業の指定に係る事項の変更又は再開の届出を受理すること。

別表第1健康福祉事務所及び但馬長寿の郷の部芦屋健康福祉事務所、宝塚健康福祉事務所、加古川健康福祉事務所、加東健康福祉事務所、中播磨健康福祉事務所、龍野健康福祉事務所、豊岡健康福祉事務所、丹波健康福祉事務所及び洲本健康福祉事務所の項県民局長委任事項の欄66を削り、同欄66の2を同欄66とし、同欄66の3を同欄66の2とし、同欄71の13中「、指定居宅介護支援事業者」を削り、同欄82及び88中「又は就労継続支援」を「、就労継続支援又は就労定着支援」に改め、同欄98の2中「第21条の5の21第1項」を「第21条の5の22第1項」に改め、同欄98の3中「第21条の5の22第1項」を「第21条の5の23第1項」に改め、同欄98の4中「第21条の5の22第2項」を「第21条の5の23第2項」に改め、「の設置者」を削り、同欄98

の5中「第21条の5の22第3項」を「第21条の5の23第3項」に、「指定障害児入所施設等の設置者」を「指定障害児事業者等」に改め、同欄98の6中「第21条の5の25第2項」を「第21条の5の26第2項」に、「指定障害児事業者」を「指定障害児事業者等」に改め、同欄98の7中「第21条の5の25第3項又は第4項」を「第21条の5の26第3項又は第4項」に、「指定障害児事業者」を「指定障害児事業者等」に改め、同欄98の8中「第21条の5の26第1項」を「第21条の5の27第1項」に、「指定障害児事業者」を「指定障害児事業者等」に改め、同欄98の9中「第21条の5の27第1項」を「第21条の5の28第1項」に、「指定障害児事業者」を「指定障害児事業者等」に改め、同欄98の10中「第21条の5の27第2項」を「第21条の5の28第2項」に、「指定障害児事業者」を「指定障害児事業者等」に改め、同欄98の11中「第21条の5の27第3項」を「第21条の5の28第3項」に、「指定障害児事業者」を「指定障害児事業者等」に改め、同欄104の2中「第21条の5の25第2項」を「第21条の5の26第2項」に、「指定障害児入所施設」を「指定障害児入所施設等」に改め、同欄104の3中「第21条の5の25第3項又は第4項」を「第21条の5の26第3項又は第4項」に、「指定障害児入所施設」を「指定障害児入所施設等」に改め、同欄104の4中「第21条の5の26第1項」を「第21条の5の27第1項」に、「指定障害児入所施設」を「指定障害児入所施設等」に改め、同欄104の5中「第21条の5の27第1項」を「第21条の5の28第1項」に、「指定障害児入所施設」を「指定障害児入所施設等」に改め、同欄104の6中「第21条の5の27第2項」を「第21条の5の28第2項」に、「指定障害児入所施設」を「指定障害児入所施設等」に改め、同欄104の7中「第21条の5の27第3項」を「第21条の5の28第3項」に、「指定障害児入所施設」を「指定障害児入所施設等」に改め、同欄128中「第26条第1項」を「第26条」に改め、同欄133中「収容し、又は収容」を「入所させ、又は入所」に改め、同欄148の次に次のように加える。

148の2 児童扶養手当法第13条の2の規定に基づき、児童扶養手当の全部又は一部を支給しないこと。

148の3 児童扶養手当法第13条の3第1項の規定に基づき、児童扶養手当の一部を支給しないこと。

別表第1健康福祉事務所及び但馬長寿の郷の部芦屋健康福祉事務所、宝塚健康福祉事務所、加古川健康福祉事務所、加東健康福祉事務所、中播磨健康福祉事務所、龍野健康福祉事務所、豊岡健康福祉事務所、丹波健康福祉事務所及び洲本健康福祉事務所の項県民局長委任事項の欄161中「児童扶養手当の」を「特別児童扶養手当の」に改め、同表農林振興事務所及び農林水産振興事務所の部農林振興事務所及び農林水産振興事務所の項県民局長委任事項の欄4を次のように改める。

#### 4 削除

別表第1農林振興事務所及び農林水産振興事務所の部農林振興事務所及び農林水産振興事務所の項県民局長委任事項の欄7中「自作農創設特別措置法及び農地調整法の適用を受けるべき土地の譲渡に関する政令の規定による強制譲渡に関する登記の特例に関する政令」を「自作農創設特別措置法及び農地調整法の適用を受けるべき土地の譲渡に関する政令の規定による強制譲渡に関する登記の特例に関する府令」に改め、同欄18中「農林物資の規格化等に関する法律」を「日本農林規格等に関する法律」に、「農林物資規格法」を「日本農林規格法」に、「第19条の14第2項」を「第61条第1項」に改め、同欄18の2中「農林物資規格法第19条の14の2」を「日本農林規格法第62条」に改め、同欄19中「農林物資規格法第20条第3項」を「日本農林規格法第65条第4項」に改め、同欄28及び29を次のように改める。

28 主要農作物種子生産条例（平成30年兵庫県条例第31号）第6条第1項の規定に基づき、同項各号に掲げる審査を行うこと。

29 主要農作物種子生産条例第6条第3項の規定に基づき、種子の品質を確保するために必要な指導又は助言を行うこと。

別表第1農林振興事務所及び農林水産振興事務所の部農林振興事務所及び農林水産振興事務所の項県民局長委任事項の欄56中「第3項まで」を「第4項まで」に改め、同欄59の2中「第7条第4項第4号、第5号又は第7号」を「第7条第4項第3号、第4号又は第6号」に改め、同欄65の2中「森林組合法」の右に「（昭和53年法律第36号）」を加え、同欄66中「（昭和53年法律第36号）」を削り、同欄83中「第118条第4項」を「第118条第6項」に改め、同欄113中「第50条」を「第50条第2項から第4項まで」に改め、同欄120中「第87条の3第6項」を「第87条の3第7項、第88条第6項」に改め、同欄123中「第113条の3第1項」を「第113条の4第1項」に改め、同欄124中「第113条の3第2項」を「第113条の4第2項」に改め、同欄157中「砂防指定地管理規則（昭和37年兵庫県規則第3号）」を「砂防指定地管理条例（平成15年兵庫県条例第30号）」に改め、同欄161を削り、同欄162を同欄161とし、同項県民局長専決事項の欄37から47までを次のように改める。

37 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成11年法律第110号）第4条第3項の規定に基づき、導入計画を認定すること。

38 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律第5条第2項の規定に基づき、導入計画の認定を

取り消すこと。

39 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律第5条第3項の規定に基づき、導入計画の変更を認定すること。

40から47まで 削除

別表第1 農林振興事務所及び農林水産振興事務所の部農林振興事務所及び農林水産振興事務所の項県民局長専決事項の欄51の2中「家畜取引法」の右に「(昭和31年法律第123号)」を加え、同欄61中「(同法第12条第3項において準用する場合を含む。)」を削り、「阪神南県民局」を「阪神南県民センター」に改め、同欄108を次のように改める。

108 削除

別表第1 農林振興事務所及び農林水産振興事務所の部農林振興事務所及び農林水産振興事務所の項県民局長専決事項の欄110中「第68条第2項」を「第68条第4項」に改め、同欄113を次のように改める。

113 削除

別表第1 農林振興事務所及び農林水産振興事務所の部農林振興事務所及び農林水産振興事務所の項県民局長専決事項の欄124中「第51条の3」を「第51条の2」に改め、同欄132を次のように改める。

132 削除

別表第1 農林振興事務所及び農林水産振興事務所の部農林振興事務所及び農林水産振興事務所の項の次に次のように加える。

阪神農林振興事務所		植物防疫法(昭和25年法律第151号)第19条第1項の規定に基づき、農林水産大臣から協力を指示された緊急防除を行うこと(ウメ輪紋病に係るものに限る。)。
-----------	--	--

別表第1 農林振興事務所及び農林水産振興事務所の部加古川農林水産振興事務所の項県民局長委任事項の欄19中「第17条第2項」を「第17条第3項又は第4項」に改め、同欄21を次のように改める。

21 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行令(平成8年政令第213号。以下「海洋生物資源法施行令」という。)第5条第4項の規定に基づき、認定協定の廃止の届出を受理すること。

別表第1 農林振興事務所及び農林水産振興事務所の部加古川農林水産振興事務所の項県民局長専決事項の欄8中「第3条の2第1項」を「第4条第1項」に改め、同欄20を次のように改める。

20 削除

別表第1 農林振興事務所及び農林水産振興事務所の部加古川農林水産振興事務所の項県民局長専決事項の欄21中「第11条の3第1項」を「第11条の4第1項」に改め、同欄22中「第11条の4」を「第11条の5」に改め、同欄23中「第11条の7第1項」を「第11条の11第1項」に改め、同欄24中「第15条の2第1項」を「第11条の2第1項」に改め、同欄25中「第15条の3第1項」を「第15条の2第1項」に改め、同欄26を次のように改める。

26 削除

別表第1 農林振興事務所及び農林水産振興事務所の部加古川農林水産振興事務所の項県民局長専決事項の欄27中「第35条の2第1項」を「第34条の5第1項」に改め、同欄28を次のように改める。

28 削除

別表第1 農林振興事務所及び農林水産振興事務所の部加古川農林水産振興事務所の項県民局長専決事項の欄29中「漁業協同組合等の信用事業に関する省令第11条の3第2項」を「漁業協同組合等の信用事業に関する命令(平成5年大蔵省、農林水産省令第2号)第49第2項」に改め、同欄31中「海洋生物資源法施行規則第6条第2項」を「海洋生物資源法施行令第5条第2項」に改め、同欄33中「海洋生物資源法施行規則第6条第3項」を「海洋生物資源法施行令第5条第3項」に改め、同部姫路農林水産振興事務所及び洲本農林水産振興事務所の項県民局長委任事項の欄9中「公共用地」を「公共空地」に改め、同欄12の2中「第7条第4項第6号」を「第7条第4項第5号」に改め、同部豊岡農林水産振興事務所の項県民局長専決事項の欄7を次のように改める。

7 削除

別表第1 農林振興事務所及び農林水産振興事務所の部豊岡農林水産振興事務所の項県民局長専決事項の欄9中「第8条第4項又は第5項」を「第8条第6項又は第7項」に改め、同欄18中「第28条第2項」を「第

27条第2項」に改め、同欄19中「(同法第39条第14項において準用する場合を含む。)」を削り、同欄27中「第67条第4項」を「第67条第3項」に改め、同欄28中「第67条第5項」を「第67条第4項」に改め、同欄29中「第67条第10項」を「第67条第9項」に改め、同欄30中「第67条第12項」を「第67条第11項」に改め、同欄40中「いかつり漁業等の取締りに関する省令(昭和44年農林省令第41号)第13条」を「特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令(平成6年農林水産省令第54号)第2条」に改め、同欄41を次のように改める。

#### 41 削除

別表第1 土木事務所、尼崎港管理事務所及び姫路港管理事務所の部土木事務所の項県民局長委任事項の欄1中「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」の右に「(昭和26年法律第97号)」を加え、同欄5中「(同法第96条の3第5項において準用する場合を含む。)」を削り、「第87条の2第6項、第87条の3第6項及び第96条の2第5項」を「第87条の2第10項、第87条の3第7項、第88条第6項及び第96条の2第7項」に改め、同欄46及び47を次のように改める。

#### 46及び47 削除

別表第1 土木事務所、尼崎港管理事務所及び姫路港管理事務所の部土木事務所の項県民局長委任事項の欄48中「第47条の3第1項及び第2項」を「第47条の4第1項又は第2項」に改め、同欄49中「第47条の4第1項又は第2項」を「第47条の5第1項又は第2項」に改め、同欄54の4を同欄54の9とし、同欄54の3を同欄54の8とし、同欄54の2を同欄54の7とし、同欄54の次に次のように加える。

54の2 道路法第48条の17の規定に基づき、利便施設協定を締結すること。

54の3 道路法第48条の20第1項の規定に基づき、道路の維持等の業務を適正に行うことができると認められる法人等を道路協力団体として指定すること。

54の4 道路法第48条の20第3項の規定に基づき、道路協力団体の名称等の変更の届出を受理すること。

54の5 道路法第48条の22第1項から第3項までの規定に基づき、道路協力団体に対し、報告を求め、若しくは必要な措置を命じ、又は道路協力団体の指定を取り消すこと。

54の6 道路法第48条の24の規定に基づき、道路協力団体が業務として行う行為について占用等の協議に応ずること。

別表第1 土木事務所、尼崎港管理事務所及び姫路港管理事務所の部土木事務所の項県民局長委任事項の欄82から84までを次のように改める。

#### 82から84まで 削除

別表第1 土木事務所、尼崎港管理事務所及び姫路港管理事務所の部土木事務所の項県民局長委任事項の欄112中「及び第57条第3項」を「、第57条第3項、第58条の4第2項及び第58条の6第3項」に改め、同欄120の4中「第58条の10第2項及び第3項」を「第58条の11第1項から第3項まで」に改め、「に対し、」の右に「報告を求め、若しくは」を加え、「命令に違反した場合は」を「又は河川協力団体の」に改め、同欄120の5中「第58条の12」を「第58条の13」に改め、同欄171中「第37条の3」を「第43条」に改め、同欄278中「第42条第2項」を「第52条の2第2項」に改め、同欄281中「同法第3章第1節の規定に係る許可又は」を「施行者である市町又は同法の規定による許可、認可若しくは」に改め、同欄284の次に次のように加える。

284の2 都市公園法第5条の2第1項の規定に基づき、公募設置等指針を定めること。

284の3 都市公園法第5条の4第1項から第3項までの規定に基づき、公募設置等計画の審査及び評価を行い、設置等予定者を選定すること。

284の4 都市公園法第5条の5第1項及び第5条の6第1項の規定に基づき、公募設置等計画を認定し、又はその変更を認定すること。

別表第1 土木事務所、尼崎港管理事務所及び姫路港管理事務所の部土木事務所の項県民局長委任事項の欄289中「設置等の許可」の右に「、公募設置等計画の認定」を加え、同欄308中「第3項」を「第4項」に改め、同欄309中「第36条第1項及び第3項」を「第36条第4項」に、「経済産業大臣又は関係市町長」を「関係市町長等」に改め、同欄323の4の次に次のように加える。

323の5 水防法第15条の10第1項の規定に基づき、大規模氾濫減災協議会を開催すること。

323の6 水防法第15条の12第1項の規定に基づき、水防管理者等に対し、必要な情報提供、助言その他援助を行うこと。

323の7 水防法第15条の12第2項に基づき、河川協力団体に必要な協力を要請すること。

別表第1 土木事務所、尼崎港管理事務所及び姫路港管理事務所の部土木事務所の項県民局長委任事項の欄328中「第32条第3項」を「第33条第3項」に、「協議に応ずる」を「届出を受理する」に改め、同欄329の次に次のように加える。

329の2 都市緑地法第61条第3項の規定に基づき、協議に応じ、又は同意すること。

別表第1 土木事務所、尼崎港管理事務所及び姫路港管理事務所の部土木事務所の項県民局長委任事項の欄365中「中心市街地活性化法第9条第12項」を「中心市街地の活性化に関する法律第9条第15項」に改め、同欄415中「国」を「国等」に改め、同欄432中「第6条の2第10項」を「第6条の2第5項」に改め、同欄433中「第6条の2第11項」を「第6条の2第6項」に改め、同欄445中「第12条第7項」を「第12条第8項」に改め、同欄452中「又は第2種低層住居専用地域」を「第2種低層住居専用地域又は田園住居地域」に、同欄472中「第7条」を「第8条」に改め、同項県民局長専決事項の欄12の2中「第56条の2の2第2項」を「第56条の2の2第3項」に改め、同項30の次に次のように加える。

30の2 建築基準法施行規則第10条の22の2の規定に基づき、建築基準法第86条第1項若しくは第2項又は第86条の2第1項の規定による認定の取消しをした旨を公告すること。

別表第1 土木事務所、尼崎港管理事務所及び姫路港管理事務所の部西宮土木事務所、加古川土木事務所、加東土木事務所及び姫路土木事務所の項県民局長委任事項の欄に次のように加える。

14 水防法第13条の2第1項の規定に基づき、水防管理者及び量水標管理者に通知すること。

別表第1 土木事務所、尼崎港管理事務所及び姫路港管理事務所の部宝塚土木事務所、加古川土木事務所、加東土木事務所及び姫路土木事務所の項の次に次のように加える。

宝塚土木事務所、光都土木事務所、龍野土木事務所、豊岡土木事務所、新温泉土木事務所、養父土木事務所、丹波土木事務所、洲本土木事務所及び姫路港管理事務所	1 道路法第47条の2第1項の規定に基づき、限度超過車両の通行を許可すること。 2 道路法第47条の2第2項の規定に基づき、限度超過車両の通行の許可について他の道路管理者と協議すること。 3 車両制限令（昭和36年政令第265号）第7条第1項から第3項までの規定に基づき、車両の総重量、軸重又は輪荷重の限度を定めること。 4 車両制限令第10条の規定に基づき、通行方法を定めること。 5 車両制限令第12条の規定に基づき、特殊な車両に係る認定をすること。	
--	---	--

別表第2 職員会館長の項の次に次のように加える。

消費生活総合センター一所长	1 兵庫県立消費生活総合センターの設置及び管理に関する条例（昭和40年兵庫県条例第48号）第4条第1項の規定に基づき、利用を許可すること。 2 兵庫県立消費生活総合センターの設置及び管理に関する条例第5条の規定に基づき、使用料の全部又は一部を免除すること。 3 兵庫県立消費生活総合センターの設置及び管理に関する条例第7条の規定に基づき、利用の許可を取り消すこと。 4 兵庫県立消費生活総合センター管理規則（平成20年兵庫県規則第31号）第5条の規定に基づき、入館を拒否し、又は退館を命ずること。 5 兵庫県立消費生活総合センター管理規則第9条第1項の規定に基づき、特別の設備、装飾等をするを承認すること。	1 不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」という。）第7条第1項の規定に基づき、事業者に対し、行為の差止め若しくはその行為が再び行われることを防止するために必要な事項又はこれらの実施に関連する公示その他必要な事項を命ずること。 2 景品表示法第7条第2項の規定に基づき、事業者に対し、表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めること。 3 景品表示法第29条第1項の規定に基づき、事業者に対し、報告をさせ、若しくは物件の提出を命じ、又は事業者の事務所等に立ち入り、物件を検査させ、若しくは関係者に質問させること。 4 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号。以下「特定商取引法」という。）
---------------	---	--

- |   |   |
|---|---|
| 6 兵庫県立消費生活総合センター管理規則第10条第1項の規定に基づき、利用の内容の変更を承認すること。 | 第6条の2の規定に基づき、販売業者又は役務提供事業者に対し、不実のことを告げた事項の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めること。                         |
|   | 5 特定商取引法第7条の規定に基づき、販売業者又は役務提供事業者に対し、必要な措置を指示し、及びその旨を公表すること。                                   |
|   | 6 特定商取引法第8条の規定に基づき、販売業者又は役務提供事業者に対し、訪問販売に関する業務の全部又は一部の停止等を命じ、及びその旨を公表すること。                    |
|   | 7 特定商取引法第8条の2の規定に基づき、販売業者又は役務提供事業者の役員等に対し、訪問販売に関する業務の禁止を命じ、及びその旨を公表すること。                      |
|   | 8 特定商取引法第12条の2の規定に基づき、販売業者又は役務提供事業者に対し、著しく事実に相違する等の表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めること。             |
|   | 9 特定商取引法第14条の規定に基づき、販売業者、役務提供事業者又は通信販売電子メール広告受託事業者に対し、必要な措置を指示し、及びその旨を公表すること。                 |
|   | 10 特定商取引法第15条第1項及び第3項の規定に基づき、販売業者又は役務提供事業者に対し、通信販売に関する業務の全部又は一部の停止等を命じ、及びその旨を公表すること。          |
|   | 11 特定商取引法第15条第2項及び第4項の規定に基づき、通信販売電子メール広告受託事業者に対し、通信販売電子メール広告に関する業務の全部又は一部の停止を命じ、及びその旨を公表すること。 |
|   | 12 特定商取引法第15条の2の規定に基づき、販売業者又は役務提供事業者の役員等に対し、通信販売に関する業務の禁止を命じ、及びその旨を公表すること。                    |
|   | 13 特定商取引法第21条の2の規定に基づき、販売業者又は役務提供事業者に対し、不実のことを告げた事項の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めること。               |
|   | 14 特定商取引法第22条の規定に基づき、販売業者又は役務提供事業者に対し、必要な措置を指示し、及びその旨を公表すること。                                 |
|   | 15 特定商取引法第23条第1項及び第2項の  |

規定に基づき、販売業者又は役務提供事業者に対し、電話勧誘販売に関する業務の全部又は一部の停止等を命じ、及びその旨を公表すること。

16 特定商取引法第23条の2の規定に基づき、販売業者又は役務提供事業者の役員等に対し、電話勧誘販売に関する業務の禁止を命じ、及びその旨を公表すること。

17 特定商取引法第34条の2の規定に基づき、統括者、勧誘者又は一般連鎖販売業者に対し、不実のことを告げた事項の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めること。

18 特定商取引法第36条の2の規定に基づき、統括者、勧誘者又は一般連鎖販売業者に対し、著しく事実に相違する等の表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めること。

19 特定商取引法第38条の規定に基づき、統括者、勧誘者、一般連鎖販売業者又は連鎖販売取引電子メール広告受託事業者に対し、必要な措置を指示し、及びその旨を公表すること。

21 特定商取引法第39条第1項から第3項まで及び第5項の規定に基づき、統括者、勧誘者若しくは一般連鎖販売業者に対し、連鎖販売取引について勧誘を行い、若しくは勧誘者に行わせることの停止又はその行う連鎖販売取引の全部若しくは一部の停止等を命じ、及びその旨を公表すること。

22 特定商取引法第39条第4項及び第6項の規定に基づき、連鎖販売取引電子メール広告受託事業者に対し、連鎖販売取引電子メール広告に関する業務の全部若しくは一部の停止を命じ、及びその旨を公表すること。

23 特定商取引法第39条の2の規定に基づき、統括者、勧誘者又は一般連鎖販売業者の役員等に対し、連鎖販売取引に係る業務の禁止を命じ、及びその旨を公表すること。

24 特定商取引法第43条の2の規定に基づき、役務提供事業者又は販売業者に対し、著しく事実に相違する等の表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めること。

25 特定商取引法第44条の2の規定に基づき、役務提供事業者又は販売業者に対し、不実のことを告げた事項の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めるこ

- と。
- 26 特定商取引法第46条の規定に基づき、役務提供事業者又は販売業者に対し、必要な措置を指示し、及びその旨を公表すること。
- 27 特定商取引法第47条の規定に基づき、役務提供事業者又は販売業者に対し、特定継続的役務提供に関する業務の全部又は一部の停止等を命じ、及びその旨を公表すること。
- 28 特定商取引法第47条の2の規定に基づき、役務提供事業者又は販売業者の役員等に対し、特定継続的役務提供に関する業務の禁止を命じ、及びその旨を公表すること。
- 29 特定商取引法第52条の2の規定に基づき、業務提供誘引販売業を行う者に対し、不実のことを告げた事項の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めること。
- 30 特定商取引法第54条の2の規定に基づき、業務提供誘引販売業を行う者に対し、著しく事実に相違する等の表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めること。
- 31 特定商取引法第56条の規定に基づき、業務提供誘引販売業を行う者又は業務提供誘引販売取引電子メール広告受託事業者に対し、必要な措置を指示し、及びその旨を公表すること。
- 32 特定商取引法第57条第1項及び第3項の規定に基づき、業務提供誘引販売業を行う者に対し、業務提供誘引販売取引の全部又は一部の停止等を命じ、及びその旨の公表をすること。
- 33 特定商取引法第57条第2項及び第4項の規定に基づき、業務提供誘引販売取引電子メール広告受託事業者に対し、業務提供誘引販売取引電子メール広告に関する業務の全部又は一部の停止を命じ、及びその旨を公表すること。
- 34 特定商取引法第57条の2の規定に基づき、業務提供誘引販売業を行う者の役員等に対し、業務提供誘引販売取引に係る業務の禁止を命じ、及びその旨を公表すること。
- 35 特定商取引法第58条の12の規定に基づき、購入業者に対し、必要な措置を指示し、及びその旨を公表すること。

- 36 特定商取引法第58条の13の規定に基づき、購入業者に対し、訪問購入に関する業務の全部又は一部の停止等を命じ、及びその旨を公表すること。
- 37 特定商取引法第58条の13の2の規定に基づき、購入業者の役員等に対し、訪問購入に関する業務の禁止を命じ、及びその旨を公表すること。
- 38 特定商取引法第60条第2項の規定に基づき、必要な調査を行い、適当な措置をとること。
- 39 特定商取引法第66条第1項（同条第5項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、販売業者等に対し報告をさせ、又は販売業者等の店舗その他の事務所に立ち入り、物件を検査させること。
- 40 特定商取引法第66条第2項（同条第5項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、密接関係者に対し報告をさせ、又は密接関係者の店舗その他の事業所に立ち入り、物件を検査させること。
- 41 特定商取引法第66条第3項（同条第5項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、販売業者等と取引する者に対し、特定商取引に係る契約に基づく当該販売業者等の業務又は財産に関し参考となるべき報告又は資料の提出をさせること。
- 42 ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律（平成4年法律第53号。以下「会員契約適正化法」という。）第10条の規定に基づき、会員制事業者又は会員契約代行者に対し、会員契約の締結、更新又は解除に係る業務に関し必要な措置を指示すること。
- 43 会員契約適正化法第11条の規定に基づき、会員制事業者又は会員契約代行者に対し、会員契約の締結、更新又は解除に係る業務の全部又は一部の停止を命じ、及びその旨を公表すること。
- 44 会員契約適正化法第17条第1項の規定に基づき、会員制事業者若しくは会員契約代行者に対し報告をさせ、又は会員制事業者若しくは会員契約代行者の事業所に立ち入り、物件を検査させること。
- 45 消費者安全法（平成21年法律第50号）第12条第1項又は第2項の規定に基づき、内閣総理大臣に対し、消費者事故等の概要等を通知すること。

- 46 消費者安全法第45条第1項の規定に基づき、事業者に対し、必要な報告を求め、事務所等に立ち入らせ、必要な調査若しくは質問をさせ、又は物品を集取させること。
- 47 消費生活条例第10条第2項、第28条又は第29条第1号（同条例第10条第2項に係るものに限る。）の規定に基づき、基準に違反する事業者に対し、意見を述べる機会を与えた上で、改善を勧告し、又は勧告に従わなかった旨を公表すること。
- 48 消費生活条例第12条第2項の規定に基づき、事業者に対し、不実のことを告げた事項の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めること。
- 49 消費生活条例第13条第1項、第28条又は第29条第1号（同条例第13条第1項に係るものに限る。）の規定に基づき、不当取引行為の禁止に違反する事業者に対し、意見を述べる機会を与えた上で、改善を勧告し、又は勧告に従わなかった旨を公表すること。
- 50 消費生活条例第13条第2項の規定に基づき、不当取引行為を行った旨を公表すること。
- 51 消費生活条例第14条第1項又は第29条第2号の規定に基づき、事業者に対し、危害を防止するため必要な措置を命じ、又は命令に従わなかった旨を公表すること。
- 52 消費生活条例第14条第2項の規定に基づき、事業者に対し、報告を求めること。
- 53 消費生活条例第14条第3項の規定に基づき、消費者の安全を確保するため、必要な情報を収集し、消費者に提供するとともに、事業者又は関係行政機関に対し、適切な措置を要請すること。
- 54 消費生活条例第17条第1項又は第2項の規定に基づき、消費者苦情を解決するために必要なあつせんその他の措置をとり、又は事業者等に対し、必要な資料の提出を指示し、若しくは要請すること。
- 55 消費生活条例第17条第4項の規定に基づき、必要な調査を行い、適切な措置をとること。
- 56 消費生活条例第17条第5項の規定に基づき、県民からの申出の内容並びにその処理の経過及び結果を公表すること。
- 57 消費生活条例第19条の規定に基づき、関係事業者団体又は関係行政機関に対し、消

	<p>費者苦情の解決のための措置を要請すること。</p> <p>58 消費生活条例第27条第1項又は第29条第5号の規定に基づき、業務に関して報告を求め、事務所等に立ち入らせ、物件を調査させ、若しくは関係者に質問させ、又は立入調査を正当な理由なく拒んだ旨を公表すること。</p>
--	---

別表第2 県立健康生活科学研究所長の項地方機関の長の欄中「県立健康生活科学研究所長」を「県立健康科学研究所長」に改め、同項委任事項の欄4から9までを削り、同項専決事項の欄5から56までを削り、同表児童相談所長の項委任事項の欄10中「第7項又は第9項」を「第9項又は第11項」に改め、同欄12の3中「第57条の3第2項」を「第57条の3第3項」に改め、同欄13中「第57条の3の3第3項」を「第57条の3の3第4項」に改め、同欄14中「第57条の4第2項」を「第57条の4第3項」に改め、同表食肉衛生検査センター所長の項委任事項の欄2中「第54条」を「第54条第1項」に改め、同表県立農林水産技術総合センターの項委任事項の欄1中「主要農作物種子法第8条の規定に基づき、優良品種を決定する」を「主要農作物種子生産条例第2条に規定する奨励品種を指定する」に改め、同欄3中「主要農作物原種配布規則（昭和39年兵庫県規則第6号）第5条」を「主要農作物種子生産条例に基づく奨励品種の原種の配布等に関する規則（平成30年兵庫県規則第34号。以下「主要農作物原種配布等規則」という。）第5条第1項」に改め、同欄4及び5を次のように改める。

4 主要農作物原種配布等規則第6条の規定に基づき、原種の配布の決定を取り消すこと。

5 主要農作物原種配布等規則第7条第2項の規定に基づき、原種の代金の全部又は一部を返還すること。

別表第2 県立農林水産技術総合センターの項委任事項の欄5の次に次のように加える。

5の2 主要農作物原種配布等規則第8条の規定に基づき、配布した原種の全部又は一部を返還させること。  
 （労働委員会事務局処務規程の一部改正）

第3条 労働委員会事務局処務規程（昭和38年兵庫県訓令甲第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第5号中「（結核性疾患又は精神障害による病気休暇を除く。）」を削る。

（職員安全健康管理規程の一部改正）

第4条 職員安全健康管理規程（昭和50年兵庫県訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第27条第1項本文中「所属長に」の右に「医師の」を加え、同項ただし書中「結核性疾患」の右に「及び精神障害」を加え、同条第2項に次のただし書を加える。

ただし、当該職員の疾病が精神障害によるものであると認められる場合であって、その療養期間が90日を超える見込みがないときその他知事が報告の必要がないと認めるときは、この限りでない。

第28条第2項中「精神障害」の右に「（前条第2項本文の規定による報告を要するものに限る。以下「報告を要する精神障害」という。）」を加える。

第30条第2項中「精神障害」を「報告を要する精神障害」に改める。

第31条中「精神障害以外」を「報告を要する精神障害以外」に改め、同条第1号中「医師2名の」を削り、同条第2号中「精神障害」を「報告を要する精神障害」に改め、同条第3号中「又は疾病」を「若しくは疾病」に改め、「2名の」を削る。

第32条第1項中「精神障害」を「報告を要する精神障害」に改める。

第35条第2号を削り、同条第3号中「前2号」を「前号」に改め、同号を同条第2号とする。

附 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第2条中地方機関処務規程別表第1 健康福祉事務所及び但馬長寿の郷の部健康福祉事務所の項県民局長委任事項の欄213及び214の改正規定 平成30年6月15日
- (2) 第1条中決裁規程別表第1 健康福祉部の部医務課の項局長専決事項の欄1の改正規定及び同欄中78を79とし、6から77までを7から78までとし、5の次に次のように加える改正規定並びに第2条中地方機関処務規程別表第1 健康福祉事務所及び但馬長寿の郷の部健康福祉事務所の項県民局長委任事項の欄93の次に

次のように加える改正規定及び同欄95の2の改正規定 医療法等の一部を改正する法律（平成29年法律第57号）の施行の日



兵庫県訓令第3号

本 庁  
地 方 機 関

行政組織規則等の一部を改正する規則の施行に伴う関係訓令の整理等に関する訓令を次のように定める。  
平成30年 3月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

行政組織規則等の一部を改正する規則の施行に伴う関係訓令の整理等に関する訓令

(職員服務規程の一部改正)

第1条 職員服務規程（昭和36年兵庫県訓令甲第15号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「政策創生部長」の右に「、女性生活部長」を加え、同条第3号中「局長（）」の右に「専門職大学準備室長及び」を加え、「観光交流課長及び」を「広報戦略室長、広聴課長、」に改め、「観光振興課長」の右に「及び国際観光課長」を加え、同条第9号中「消費生活センター、消費生活創造センター」を「但馬消費生活センター」に、「県民交流室長（東播磨消費生活センターにあっては地域振興室長、但馬消費生活センターにあっては地域政策室長）」を「地域政策室長」に改める。

(公印規程の一部改正)

第2条 公印規程（昭和37年兵庫県訓令甲第18号）の一部を次のように改正する。

別表観光監印の款中「産業労働部観光交流課長」を「産業労働部観光振興課長」に改め、同表出納員印の款の次に次のように加える。

企業出納員印	方20	企業出納員
--------	-----	-------

(出納局決裁規程の一部改正)

第3条 出納局決裁規程（昭和42年兵庫県訓令甲第18号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「局（）」の右に「専門職大学準備室及び」を加える。

(情報管理規程の一部改正)

第4条 情報管理規程（昭和51年兵庫県訓令第13号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「各局長（）」の右に「専門職大学準備室長、」を加える。

(附属機関の幹事の指定に関する規程の一部改正)

第5条 附属機関の幹事の指定に関する規程（平成12年兵庫県訓令第8号）の一部を次のように改正する。

本則の表県民生活審議会の項中

- 「企画県民部知事室芸術文化課長
- 企画県民部ビジョン局ビジョン課長
- 企画県民部ビジョン局統計課長
- 企画県民部県民生活局県民生活課長
- 企画県民部県民生活局消費生活課長
- 企画県民部県民生活局地域安全課長
- 企画県民部県民生活局地域安全課交通安全室長
- 企画県民部女性青少年局男女家庭課長
- 企画県民部女性青少年局青少年課長
- 企画県民部管理局私学教育課長
- 企画県民部管理局大学課長

を

- 「企画県民部管理局私学教育課長
- 企画県民部管理局大学課長
- 企画県民部ビジョン局ビジョン課長
- 企画県民部ビジョン局統計課長

企画県民部女性青少年局男女家庭課長  
 企画県民部女性青少年局青少年課長  
 企画県民部県民生活局県民生活課長  
 企画県民部県民生活局消費生活課長  
 企画県民部県民生活局地域安全課長  
 企画県民部県民生活局地域安全課交通安全室長  
 企画県民部県民生活局芸術文化課長

に、「健康福祉部少子高齢局高齢対策課長」を「健康福祉部少子高齢局高齢政策課長」に、  
 「産業労働部政策労働局能力開発課長  
 産業労働部政策労働局しごと支援課長」

を  
 「産業労働部政策労働局能力開発課長」  
 に改め、同表地域安全まちづくり審議会の項中

「企画県民部県民生活局消費生活課長  
 企画県民部県民生活局地域安全課長  
 企画県民部県民生活局地域安全課交通安全室長  
 企画県民部女性青少年局男女家庭課長  
 企画県民部女性青少年局青少年課長  
 企画県民部管理局私学教育課長

を  
 「企画県民部管理局私学教育課長  
 企画県民部女性青少年局男女家庭課長  
 企画県民部女性青少年局青少年課長  
 企画県民部県民生活局消費生活課長  
 企画県民部県民生活局地域安全課長  
 企画県民部県民生活局地域安全課交通安全室長」

に、「健康福祉部少子高齢局高齢対策課長」を「健康福祉部少子高齢局高齢政策課長」に改め、同表交通安全  
 対策会議の項中

「企画県民部知事室広報課長  
 企画県民部県民生活局県民生活課長  
 企画県民部県民生活局地域安全課交通安全室長  
 企画県民部女性青少年局青少年課長  
 企画県民部企画財政局財政課長  
 企画県民部企画財政局市町振興課長

を  
 「企画県民部企画財政局財政課長  
 企画県民部企画財政局市町振興課長  
 企画県民部広報戦略課長  
 企画県民部女性青少年局青少年課長  
 企画県民部県民生活局県民生活課長  
 企画県民部県民生活局地域安全課交通安全室長」

に改め、同表青少年愛護審議会の項中

「企画県民部知事室広報課長  
 企画県民部知事室芸術文化課長  
 企画県民部県民生活局県民生活課長  
 企画県民部県民生活局消費生活課長  
 企画県民部県民生活局地域安全課長  
 企画県民部女性青少年局男女家庭課長  
 企画県民部女性青少年局青少年課長  
 企画県民部管理局私学教育課長

を

「企画県民部管理局私学教育課長  
 企画県民部広報戦略課長  
 企画県民部女性青少年局男女家庭課長  
 企画県民部女性青少年局青少年課長  
 企画県民部県民生活局県民生活課長  
 企画県民部県民生活局消費生活課長  
 企画県民部県民生活局地域安全課長  
 企画県民部県民生活局芸術文化課長 」

に、

「産業労働部政策労働局能力開発課長  
 産業労働部政策労働局しごと支援課長」

を

「産業労働部政策労働局能力開発課長」

に改め、同表石油コンビナート等防災本部の項中「企画県民部知事室広報課長」を「企画県民部広報戦略課長」に改め、同表国民保護協議会の項中

「企画県民部知事室広報課長  
 企画県民部企画財政局総務課長」

を

「企画県民部企画財政局総務課長  
 企画県民部広報戦略課長 」

に改め、同表障害福祉審議会の項中

「企画県民部知事室広報課長  
 企画県民部県民生活局地域安全課交通安全室長  
 企画県民部企画財政局税務課長  
 企画県民部企画財政局市町振興課長 」

を

「企画県民部企画財政局税務課長  
 企画県民部企画財政局市町振興課長  
 企画県民部広報戦略課長  
 企画県民部県民生活局地域安全課交通安全室長」

に、

「健康福祉部社会福祉局医療保険課長  
 健康福祉部少子高齢局高齢対策課長」

を

「健康福祉部社会福祉局国保医療課長  
 健康福祉部少子高齢局高齢政策課長」

に、「健康福祉部障害福祉局障害者支援課長」を「健康福祉部障害福祉局ユニバーサル推進課長」に、

「産業労働部政策労働局能力開発課長  
 産業労働部政策労働局しごと支援課長」

を

「産業労働部政策労働局能力開発課長」

に改め、同表環境審議会の項中

「企画県民部ビジョン局ビジョン課長  
 企画県民部ビジョン局水エネルギー課長  
 企画県民部県民生活局県民生活課長  
 企画県民部企画財政局市町振興課長 」

を

「企画県民部企画財政局市町振興課長  
 企画県民部ビジョン局ビジョン課長

企画県民部県民生活局県民生活課長」  
 に、  
 「農政環境部農林水産局林務課長」  
 を  
 「農政環境部農林水産局林務課長  
 農政環境部農林水産局豊かな森づくり課長  
 農政環境部農林水産局豊かな森づくり課森林保全室長」  
 に、  
 「農政環境部環境創造局鳥獣対策課長  
 農政環境部環境創造局豊かな森づくり課長  
 農政環境部環境創造局豊かな森づくり課森林保全室長」  
 を  
 「農政環境部環境創造局鳥獣対策課長」  
 に改め、同表職業能力開発審議会の項中  
 「産業労働部政策労働局能力開発課長  
 産業労働部政策労働局しごと支援課長」  
 を  
 「産業労働部政策労働局能力開発課長」  
 に改め、同表農林水産政策審議会の項中  
 「農政環境部農林水産局林務課長」  
 を  
 「農政環境部農林水産局林務課長  
 農政環境部農林水産局豊かな森づくり課長  
 農政環境部農林水産局豊かな森づくり課森林保全室長」  
 に、  
 「農政環境部環境創造局鳥獣対策課長  
 農政環境部環境創造局豊かな森づくり課長  
 農政環境部環境創造局豊かな森づくり課森林保全室長」  
 を  
 「農政環境部環境創造局鳥獣対策課長」  
 に改め、同表景観審議会の項中  
 「農政環境部環境創造局自然環境課長  
 農政環境部環境創造局豊かな森づくり課森林保全室長」  
 を  
 「農政環境部農林水産局豊かな森づくり課森林保全室長  
 農政環境部環境創造局自然環境課長」  
 に改め、同表住宅審議会の項中「健康福祉部少子高齢局高齢対策課長」を「健康福祉部少子高齢局高齢政策課長」に改める。

(副知事の担当事務に関する規程の一部改正)

第6条 副知事の担当事務に関する規程（平成13年兵庫県訓令第15号）の一部を次のように改正する。

第1条の表を次のように改める。

区分	担当事務
1 金澤副知事及び荒木副知事が共管する事務	(1) 次に掲げる組織に係る事務 企画県民部 政策調整局 企画財政局 財政課 新行政課 市町振興課 管理局

	<p>人事課                  防災企画局（総括は、金澤副知事）                  災害対策局（総括は、金澤副知事）                  (2) 本庁舎及び周辺施設の整備に係る事務（総括は、荒木副知事）</p>
<p>2 金澤副知事が担任する事務</p>	<p>(1) 次に掲げる組織に係る事務                  企画県民部                  知事室                  広報戦略課 広聴課                  ビジョン局                  地域創生局                  科学情報局                  女性青少年局                  県民生活局                  健康福祉部                  産業労働部                  農政環境部                  環境創造局                  環境管理局</p> <p>(2) 次に掲げる県民局及び県民センターに係る事務                  東播磨県民局 北播磨県民局 中播磨県民センター 西播磨                  県民局 淡路県民局</p> <p>(3) 次に掲げる執行機関等との調整に係る事務                  病院局 公安委員会 労働委員会</p>
<p>3 荒木副知事が担任する事務</p>	<p>(1) 次に掲げる組織に係る事務                  企画県民部                  企画財政局                  総務課 税務課                  管理局                  職員課 管財課 文書課 私学教育課 大学課                  専門職大学準備室                  農政環境部                  農政企画局                  農林水産局                  県土整備部                  出納局</p> <p>(2) 次に掲げる県民局及び県民センターに係る事務                  神戸県民センター 阪神南県民センター 阪神北県民局 但                  馬県民局 丹波県民局</p> <p>(3) 次に掲げる執行機関等との調整に係る事務                  企業庁 選挙管理委員会 監査委員 人事委員会 収用委員                  会 海区漁業調整委員会 内水面漁場管理委員会 教育委員                  会</p>

附 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。